

IV 関係例規

1 下関市環境基本条例

平成 17 年 2 月 13 日

条例第 205 号

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条—第 6 条)

第 2 章 環境の保全に関する基本的施策

第 1 節 施策の基本方針等(第 7 条—第 11 条)

第 2 節 環境の保全のための施策等(第 12 条—第 22 条)

第 3 節 地球環境保全の推進等(第 23 条)

附則

私たちの郷土下関は、中国山地を源とする緑あふれる森林や、響灘、周防灘の豊かな海洋と変化に富んだ美しい海岸線に恵まれ、その自然を生かし育みながら、本州と九州の接点としての陸・海上の交通の要衝という地理的な役割を果たすとともに、多くの歴史的な転換の舞台となってきた。

恵み豊かな環境は、自然を構成する様々な要素が、地球という大きな枠の中で密接に関わりあい、微妙な均衡のもとに保たれてきた。しかし、現代の社会経済活動は、資源やエネルギーを大量に消費して、環境への負荷を増大させ、その結果、地域的な環境問題を引き起こすだけでなく、地球全体の生物の生存基盤を脅かすようになっている。

もとより、私たちは、快適で豊かな環境を享受する権利と、その環境を将来の世代へ引き継ぐ責務を有している。

私たち市民一人ひとりがこれまでの生活を省み、その生活様式を見直していくことにより、地球全体の持続的発展が可能な社会を構築し、将来の世代に対して誇ることのできる環境をつくりあげていかなければならない。

ここに、私たちは、自主的、積極的に環境保全活動に取り組み、豊かな森と海の恵みを実感しながら暮らすことのできる快適な環境の形成の実現を目指して、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに市民、事業者及び市の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害を生ずることをいう。

(基本理念)

第 3 条 環境の保全は、人類を取り巻く環境が、自然の生態系の微妙な均衡のもとに成り立っており、人間の活動により様々な影響を受けるものであることを認識し、広く市民は健全で豊かな環境の恵みを楽しむとともに、この豊かな環境が将来の世代へ継承されるように、適切に行われなければならない。

2 環境の保全は、日常生活や事業活動による環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全に関する行動が、すべての者の公平な役割分担のもとに自主的かつ積極的に取り組まれることにより、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、経済社会のシステムや生活様式の転換による持続的発展が可能な社会を作っていくことを目指し、行われなければならない。

3 環境の保全は、自然環境が多様な構成要素の密接な関連のもとに調和が保たれていることにかんがみ、人間の活動によって引き起こされる影響に配慮した地域づくりを行うとともに、健全な自然と人とのふれあいを確保することにより、自然と人とが共生できる社会の実現を目指し、行われなければならない。

4 地球環境保全は、市民、事業者及び市が人類共通の課題であることを認識して、すべての日常生活及び事業活動において自主的かつ積極的に推進されなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減及び快適な環境の形成に資する行動に自ら努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に自主的かつ積極的に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、前条に定める環境の保全についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、及び廃棄物を適正に処理するとともに、自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その事業活動を行うに当たって、生産される製品その他のものが廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずる責務を有する。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その事業活動を行うに当たって、生産される製品その他のものが使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その事業活動を行うに当たって、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に自主的かつ積極的に協力する責務を有する。

(市の責務)

第6条 市は、基本理念にのっとり、現在及び将来の市民が、豊かな自然環境の中で、健康で文化的な生活が確保できるよう、本市の自然的社会的豊かさを活かして、市民及び事業者との協力のもとに環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、基本理念にのっとり、自らその社会経済活動に際して環境の保全に資する取組を率先して実行するとともに、市民及び事業者の環境の保全及び快適な環境の形成のための取組を支援する責務を有する。

第2章 環境の保全に関する基本的施策

第1節 施策の基本方針等

(施策の基本方針)

第7条 市は、環境の保全に関する施策を策定し、実施するに当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる施策の基本方針に基づき、総合的かつ計画的に行わなければならない。

(1) 人の健康が保護され、生活環境及び自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌等の環境を良好な状態に保持すること。

(2) 人と自然が共生する豊かな生態系を維持するため、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保を図るとともに、豊かな森と海に恵まれた本市の多様な自然環境を保持することにより、人と自然との豊かなふれあいを保つこと。

(3) 廃棄物の減量、資源及びエネルギーの有効利用を推進することにより、環境への負荷の少ない市民生活や事業活動への転換を図ること。

(4) 豊かな地球環境が、将来にわたって健全な状態に保たれるよう、すべての主体が自主的かつ積極的な取組を行うこと。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全に関する長期的な目標

(2) 環境の保全に関する総合的な施策の展開

(3) 前2号に定めるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ下関市環境審議会条例(平成17年条例第206号)

第1条の規定により設置する下関市環境審議会及び市民の意見を聞かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第9条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全について配慮しなければならない。

(市民の意見の反映)

第10条 市は、環境の保全に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、市民の環境及び生活に関する意見を充分反映させるため、必要な措置を講ずるものとする。

(年次報告書)

第11条 市長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進に資するとともに、市民に環境の状況及び市が環境の保全に関して講じた施策の状況を明らかにするため、毎年度、年次報告書を作成し、公表しなければならない。

第2節 環境の保全のための施策等

(環境影響評価の推進)

第12条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行う事業者が、あらかじめその事業による環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、環境の保全について適正に配慮することを促すため、必要な措置を講ずるものとする。

(規制の措置)

第13条 市は、公害の原因となる行為、自然環境の保全に支障となる行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

(助成等の措置)

第14条 市は、市民又は事業者が、公害の防止のための施設や省エネルギーに資する設備の整備その他環境への負荷の低減のための適切な措置をとることを促すため、適正な経済的な助成及び技術的な支援等の措置を講ずるものとする。

(環境の保全に関する施設の整備等)

第15条 市は、環境の保全上の支障を防止するための公共的施設、下水道、廃棄物の公共的な処理施設及び環境への負荷の低減に資する交通施設の整備の事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、自然環境の保全上の支障を防止するための公共的施設の整備、森林の整備及び絶滅のおそれのある野生動植物の保護増殖のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

3 前2項に定めるもののほか、市は、公園、緑地等の公共的施設の整備その他自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的な利用等の推進)

第16条 市は、持続的発展が可能な社会の実現のため、市民及び事業者自らが、社会経済活動や生活様式を見直し、資源及びエネルギーの消費の抑制、資源の循環的な利用並びに廃棄物の減量化が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全に関する教育、学習等の推進)

第17条 市は、環境の保全に関する教育及び学習の推進並びに環境の保全に関する広報活動の充実により、市民及び事業者が、人と環境のかかわりあい等の基本的な知識を習得するとともに、環境の保全に関する活動を行う意欲が増進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(民間団体等の自発的な活動の促進)

第18条 市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「民間団体等」という。)が、自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全に関する活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第19条 市は、民間団体等が環境に関する理解を深め、環境の保全のための適切な活動を行うことを促進するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ環境の保全に関する必要な情報を適切に提供しよう努めるものとする。

(調査の実施及び監視等の体制の整備)

第20条 市は、過去及び現在の環境の状況の把握、将来の環境の変化の予測に関する調査その他の環境を保全するための施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

2 市は、前項に掲げる調査を実施するため、必要な監視、測定、試験、研究等の体制の整備に努めるものとする。
(推進体制の整備)

第 21 条 市は、市民及び事業者と連携、協力して、環境の保全に関する施策を積極的に推進するための体制を整備するものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第 22 条 市は、環境の保全を図るための広域的な取組みを必要とする施策について、国及び他の地方公共団体と協力してその推進に努めるものとする。

第 3 節 地球環境保全の推進等

(地球環境保全への取組)

第 23 条 市は、地球温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境保全に関する施策の推進に努めるものとする。

2 市は、国、県、他の地方公共団体及び民間団体等と協力して、地球環境保全に関する調査、情報提供及び技術協力等を行い、国際協力の推進に努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2 下関市環境保全条例

平成17年6月29日

条例第358号

目次

第1章 総則

第1節 通則(第1条・第2条)

第2節 市長の責務(第3条—第7条)

第3節 事業者の責務(第8条—第13条)

第4節 市民の責務(第14条—第16条)

第2章 自然環境の保全

第1節 保存樹等の保存(第17条—第23条)

第2節 緑化の推進(第24条—第27条)

第3節 開発行為の規制(第28条・第29条)

第3章 生活環境の保全

第1節 騒音等の規制(第30条—第33条)

第2節 公共の場所の清潔保持(第34条—第36条)

第3節 空地の管理(第37条)

第4章 補則(第38条・第39条)

第5章 罰則(第40条—第42条)

附則

第1章 総則

第1節 通則

(目的)

第1条 この条例は、下関市民の良好な環境を保全するため、市長、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定め、その総合的推進を図ることにより、市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 良好な環境 市民が健康な心身を保持し、快適な生活を営むことができる自然環境及び生活環境をいう。

(2) 公害 事業活動その他の人の活動に伴って生ずる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘さくによるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は快適な生活が損なわれることをいう。

第2節 市長の責務

(基本的責務)

第3条 市長は、市民の良好な環境を保全するため、必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(知識の普及等)

第4条 市長は、良好な環境の保全に関する知識の普及を図るとともに、良好な環境の保全の思想を高めるように努めなければならない。

(財政措置等)

第5条 市長は、良好な環境の保全を図るため、必要な財政上の措置、技術的な援助その他の措置を講ずるように努めなければならない。

(監視及び調査)

第6条 市長は、良好な環境を保全するため、必要な監視及び調査をしなければならない。

(苦情の処理)

第7条 市長は、良好な環境の保全に関する苦情を迅速かつ適正に処理するように努めなければならない。

第3節 事業者の責務

(基本的責務)

第8条 事業者は、その事業活動によって良好な環境に支障を及ぼすことのないように、自己の責任と負担において、必要な措置を講ずる責務を有する。

(協力義務)

第9条 事業者は、市長又はその他の行政機関が実施する良好な環境の保全に関する施策に協力しなければならない。

(開発行為における義務)

第10条 事業者は、土地の区画形質の変更(以下「開発行為」という。)をしようとするときは、山林、河川、海浜等の良好な自然環境の保全を図るとともに市民の生活環境の保全に努めなければならない。

(管理義務)

第11条 事業者は、その事業活動に伴って生ずる公害を防止するため、必要な措置を講ずるとともに、その事業に係る施設を適正に管理しなければならない。

(防止技術の研究及び開発)

第12条 事業者は、その事業活動に伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理等公害を防止するため、必要な技術の研究及び開発に努めなければならない。

(公害防止協定の締結)

第13条 事業者は、市長と公害防止協定を締結するように努めなければならない。

第4節 市民の責務

(基本的責務)

第14条 市民は、良好な環境の保全に関する意識を高めるとともに、良好な環境の確保に寄与するように努めなければならない。

(協力義務)

第15条 市民は、市長又はその他の行政機関が実施する良好な環境の保全に関する施策に協力しなければならない。

(土地、建物の清潔保持の義務)

第16条 市民は、その占有し、又は管理する土地又は建物及びその周囲の清潔を保ち、相互に協力して地域の生活環境を保全するように努めなければならない。

第2章 自然環境の保全

第1節 保存樹等の保存

(保存樹等の指定)

第17条 市長は、良好な環境を保全するため、必要があると認めるときは、規則で定める基準に該当する樹木又は樹木の集団を、その所有者の同意を得て保存樹又は保存樹林(以下「保存樹等」という。)として指定することができる。

2 市長は、前項の指定をするときは、その旨を当該保存樹等の所有者に通知しなければならない。

3 第1項の規定は、次に掲げる樹木又は樹木の集団については、適用しない。

(1) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)の規定により指定され、又は仮指定された樹木又は樹木の集団

(2) 森林法(昭和26年法律第249号)の規定により指定された保安林に係る樹木又は樹木の集団

(3) 国又は地方公共団体の所有又は管理に係る樹木又は樹木の集団で前2号に掲げる以外のもの

(指定の解除)

第18条 市長は、保存樹等が前条第3項各号のいずれかに該当するに至ったとき、又は保存樹等について滅失、枯死等によりその指定の理由が消滅したときは、遅滞なく、その指定を解除しなければならない。

2 市長は、公益上の理由その他特別な理由があるときは、保存樹等の指定を解除することができる。

3 所有者は、市長に対し、保存樹等について前項の規定による指定の解除をすべき旨を申請することができる。

4 前条第2項の規定は、第1項又は第2項の規定により指定を解除する場合について準用する。

(所有者の変更届出)

第19条 保存樹等の所有者が変更したときは、新たに所有者となった者は、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(標識の設置)

第20条 市長は、保存樹等の指定をしたときは、規則で定めるところにより、これを表示する標識を設置しなければならない。

(所有者の保存義務等)

第21条 所有者は、保存樹等について枯損の防止その他その保存に関し必要な措置を講ずるように努めなければならない。

2 何人も、保存樹等が大切に保存されるように協力しなければならない。

(保存樹等に関する台帳)

第22条 市長は、規則で定めるところにより、保存樹等に関する台帳を作成し、これを保管しなければならない。

(助言等)

第23条 市長は、所有者に対し、保存樹等の枯損の防止その他その保存に関し必要な助言又は援助をすることができる。

第2節 緑化の推進

(公共施設の緑化)

第24条 市長は、その管理する公園、広場、道路その他の公共施設に樹木を植栽する等緑化に関し、その推進を図るように努めなければならない。

(宅地等の緑化)

第25条 宅地等の所有者又は管理者は、自然環境を保全するように努めるとともに、当該宅地等に樹木を植栽する等自ら緑化を図るように努めなければならない。

(団地の緑化)

第26条 住宅等の団地で規則で定める規模以上のものを造成しようとする者は、当該団地の緑化に関し、あらかじめ、市長と協議し、その緑化の推進を図るように努めなければならない。

(工場等の緑化)

第27条 工場等で規則で定める規模以上のものを設置しようとする者は、当該敷地内の緑化に関し、あらかじめ、市長と協調し、その緑化の推進を図るように努めなければならない。

第3節 開発行為の規制

(開発行為の届出)

第28条 規則で定める規模以上の開発行為（法令の規定により許認可を受けなければならないものを除く。以下同じ。）をしようとする者は、あらかじめ、その旨を規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

(助言、指導等)

第29条 市長は、前条の規定による届け出をした者に対し、必要な助言又は指導をすることができる。

2 市長は、前条の規定に違反する者又は前項の助言若しくは指導に従わない者に対し、当該開発行為の停止、計画の変更等必要な措置をとることを命ずることができる。

第3章 生活環境の保全

第1節 騒音等の規制

(環境保全の義務)

第30条 何人も、良好な生活環境の保全に支障を及ぼすおそれのあるばい煙、粉じん、汚水、騒音、悪臭等を排出し、発生させ、又は飛散させないように努めなければならない。

(静穏の保持)

第31条 何人も、法令に違反しない場合においても、夜間においては付近の住民の安眠を妨げる騒音又は振動を発生させないように努めなければならない。

(特定建設作業の周知義務)

第32条 特定建設作業（騒音規制法（昭和43年法律第98号）及び山口県公害防止条例（昭和47年山口県条例第41号）に規定する特定建設作業をいう。）を伴う建設工事を施工しようとする者は、あらかじめ、当該作業場の周辺住民に対し、作業時間、騒音防止の方法等について説明する等周知を図るように努めなければならない。

(自動車排出ガス及び自動車騒音の抑制義務)

第33条 自動車（原動機付自転車を含む。以下同じ。）の保有者及び運転者は、その自動車の必要な整備及び適正な運転を行うことにより、自動車排出ガス及び自動車騒音を最小限に抑制するように努めなければならない。

第2節 公共の場所の清潔保持

(公共の場所の清潔保持)

第34条 何人も、公園、広場、キャンプ場、海水浴場、道路、河川、港湾その他の公共の場所（以下「公共の場所」という。）を汚さないようにしなければならない。

(印刷物等配布者の清潔保持)

第35条 公共の場所において、印刷物等を公衆に配布し、又は配布させた者は、その印刷物等が散乱した場合は速やかに清掃しなければならない。

(工事施行者の義務)

第36条 土木工事、建築工事その他の工事を行う者は、その工事に際し、土砂、廃材、資材等が公共の場所に飛散し、脱出し、流出し、又はたい積しないように適正な措置を講じなければならない。

第3節 空地の管理

(空地の管理)

第37条 空地の所有者又は管理者は、当該空地が雑草の繁茂等により、災害、犯罪及び廃棄物の不法投棄の誘発源並びに蚊、ハエ、野ネズミ等の発生源とならないよう清掃保持に努めるとともに、特に人の健康に害を及ぼすお

そのある雑草を除去する等、当該空地の適正な管理を行わなければならない。

第4章 補則

(立入検査等)

第38条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、工場その他の場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査させ、若しくは検査させ、又は関係人に対し必要な指示若しくは指導を行わせることができる。

2 前項の規定により立入検査等を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(委任)

第39条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 罰則

第40条 第29条第2項の規定による命令に違反した者は、10万円以下の罰金に処する。

第41条 第38条第1項の規定による立入検査等を拒み、又は妨げた者は、2万円以下の罰金に処する。

第42条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関して前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(条例の廃止)

2 下関市環境保全条例(昭和50年下関市条例第1号)及び豊田町ほたるの里環境保全条例(平成9年豊田町条例第4号)(以下これらを「旧条例」という。)は、廃止する。

(旧条例の廃止に伴う経過措置)

3 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に、旧条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

4 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお旧条例の例による。

3 下関市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例

平成 17 年 2 月 13 日

条例第 198 号

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条—第 13 条)
- 第 2 章 一般廃棄物の減量及び処理(第 14 条—第 30 条)
- 第 3 章 市が設置する一般廃棄物処理施設
 - 第 1 節 生活環境影響調査結果の縦覧等(第 31 条—第 37 条)
 - 第 2 節 技術管理者の資格(第 37 条の 2)
- 第 4 章 手数料等(第 38 条—第 40 条)
- 第 5 章 雑則(第 41 条—第 44 条)
- 第 6 章 罰則(第 45 条・第 46 条)
- 附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって市民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）の例による。

(市民の責務)

第 3 条 市民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用、不用品の活用等により廃棄物の再生利用を図り、廃棄物を分別して排出し、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し、市の施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第 4 条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

3 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）第 2 条第 4 項に規定する再生資源をいう。以下同じ。）及び再生品の使用、長期間使用可能な製品及び再生利用の容易な製品の開発、修理体制の整備、過剰な包装の回避等の措置を講じ、廃棄物の減量が図られるように努めなければならない。

4 事業者は、前 3 項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し、市の施策に協力しなければならない。

(市の責務)

第 5 条 市は、再生資源の回収、分別収集、再生品の使用の推進その他の施策を通じて一般廃棄物の減量を推進するとともに、廃棄物の適正な処理を図らなければならない。

2 市は、廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、施設の整備及び作業方法の改善を図る等その能率的な運営に努めなければならない。

3 市は、一般廃棄物の減量及び適正な処理に関する市民及び事業者の意識の啓発を図るとともに、一般廃棄物の減量に関する市民及び事業者の自主的な活動を促進するように努めなければならない。

(清潔の保持)

第 6 条 土地又は建物の占有者（占有者がいない場合には、当該土地又は建物の管理者とする。以下同じ。）は、その占有し、又は管理する土地又は建物の清潔を保つように努めなければならない。

2 何人も、公園、広場、キャンプ場、海水浴場、道路、河川、港湾その他の公共の場所（以下「公共の場所」という。）を汚さないようにしなければならない。

3 公共の場所の管理者は、当該管理する場所の清潔を保つように努めなければならない。

4 公共の場所において、宣伝物、印刷物その他の物(以下「宣伝物等」という。)を公衆に配布し、又は配布させた者は、その場所に宣伝物等が散乱した場合は、速やかに当該宣伝物等を回収し、適正に処理しなければならない。

5 土木、建築等の工事を行う者は、工事に伴って生じた土砂、がれき、廃材等を適正に管理して、公共の場所にこれらの物が飛散し、又は流出することによる生活環境の保全上の支障が生じないようにしなければならない。
(空き地の管理)

第7条 空き地を所有し、又は管理する者は、その空き地にみだりに廃棄物が捨てられることのないように、その周囲に囲いを設ける等適正に管理しなければならない。

2 前項に規定する者は、その空き地に廃棄物が捨てられたときは、その廃棄物を自らの責任で処理するように努めなければならない。

(空き容器回収設備の設置等)

第8条 自動販売機により容器入り飲食料等を販売する者は、空き缶等の散乱防止を図るため、空き容器を回収する設備を当該自動販売機に隣接した場所に設け、みだりに空き容器が捨てられないようにするとともに、当該自動販売機及び空き容器を回収する設備を適正に管理しなければならない。

2 前項に規定する者は、回収した空き容器を再生利用する等その適正な処理を行わなければならない。

(ごみステーションの管理)

第9条 市長は、家庭系一般廃棄物(一般廃棄物のうち事業活動に伴って生じた廃棄物以外の廃棄物をいう。以下同じ。)を収集する場所(以下「ごみステーション」という。)を指定することができる。この場合において、公共の場所以外の場所をごみステーションに指定するときは、当該場所の管理者の申出に基づいて行うものとする。

2 ごみステーションの利用者は、家庭系一般廃棄物の排出に当たっては、当該家庭系一般廃棄物を分別し、飛散又は流出をしないように市長の指示する方法により収納し、かつ、指定された日時に排出する等適正にこれを行わなければならない。

3 第11条第1項の規定により市長が指定した家庭系一般廃棄物については、ごみステーションに排出してはならない。

4 ごみステーションの利用者は、当該ごみステーションの清潔を保つように努めなければならない。

5 ごみステーションの管理者は、家庭系一般廃棄物の適正な排出及びごみステーションの清潔を保つため、当該ごみステーションの利用者に対し、適正な啓発及び指導を行うものとする。

(収集又は運搬の禁止等)

第10条 市又は市から収集又は運搬の委託を受けた者以外の者は、前条第2項の規定により適正にごみステーションに排出された家庭系一般廃棄物を収集し、又は運搬してはならない。

2 市長は、市又は市から収集又は運搬の委託を受けた者以外の者が前項の規定に違反して、ごみステーションに排出された家庭系一般廃棄物を収集し、又は運搬したときは、その者に対し、これらの行為を行わないよう命ずることができる。

(申込みによる戸別収集)

第11条 家庭系一般廃棄物のうち、ごみステーションでの収集に支障があるもので市長が指定するものについては、排出者からの申込みにより戸別に収集を行う。

2 前項の規定により指定された家庭系一般廃棄物を排出しようとする者は、市長の指示する方法により適正にこれを行わなければならない。

(廃棄物減量等推進審議会)

第12条 一般廃棄物の減量及び処理に関する事項を審議するため、下関市廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、一般廃棄物の減量及び処理に関する基本的事項について、市長の諮問に応じ調査審議する。

3 審議会は、委員20人以内で組織する。

4 前2項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(クリーンアップ推進員)

第13条 市長は、一般廃棄物の減量及び適正な処理に熱意と識見を有する者のうちから、クリーンアップ推進員を任命する。

2 クリーンアップ推進員は、一般廃棄物の減量及び適正な処理に関する市の施策への協力その他の活動を行うものとする。

3 前2項に定めるもののほか、クリーンアップ推進員について必要な事項は、規則で定める。

第2章 一般廃棄物の減量及び処理

(一般廃棄物処理計画)

第14条 市は、一般廃棄物の減量及び処理に関し、次に掲げる事項を定める計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めるものとする。

- (1) 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- (2) 一般廃棄物の排出抑制のための方策に関する事項
- (3) 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
- (4) 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
- (5) 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項
- (6) その他一般廃棄物の処理に関して必要な事項

2 一般廃棄物処理計画は、基本的事項について定める基本計画及び基本計画実施のため必要な各年度の事業について定める実施計画に分けて定めるものとする。

3 市長は、一般廃棄物処理計画を定めたとき、又は変更したときは、これを告示するものとする。
（市による一般廃棄物の減量及び処理）

第15条 市は、一般廃棄物処理計画に従い、一般廃棄物の収集、運搬及び処分（再生することを含む。以下同じ。）を行わなければならない。

2 前項に規定する一般廃棄物の収集、運搬及び処分（一般廃棄物の収集、運搬及び処分を委託して行う場合にあっては、当該収集、運搬及び処分の委託）は、法第6条の2第2項及び第3項の規定に基づく基準並びに海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）に基づき定められた基準に従って行うものとする。

3 市は、一般廃棄物処理計画に基づき分別して収集するものとした一般廃棄物の分別排出を市民及び事業者に普及させるため、広報、啓発、指導その他必要な措置を講ずるものとする。

4 市は、一般廃棄物の排出の抑制を図るため、一般廃棄物処理計画に基づき資源回収の促進、包装の簡素化、再び使用することが可能な容器の使用その他の廃棄物の排出の抑制に資する生活様式又は事業活動の普及等に努めるものとする。

5 市は、一般廃棄物の処理又はその処理を行う施設の機能に支障を生じない範囲において、規則で定めるところにより一般廃棄物と併せて処理することが必要であり、かつ、可能であると認める産業廃棄物の処理を行うことができる。

（事業者等による一般廃棄物の減量及び処理）

第16条 市民及び事業者並びに土地又は建物の占有者（以下「事業者等」という。）は、一般廃棄物処理計画に定めるところによりその排出した一般廃棄物のうち再生利用可能なものは、なるべく再生利用を図る等、その減量に努めなければならない。

2 事業者等は、一般廃棄物処理計画に定めるところにより、その土地又は建物内の一般廃棄物のうち、生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分できる一般廃棄物については、なるべく自ら処分するように努めなければならない。

3 事業者等は、その排出した一般廃棄物（一般廃棄物処理計画において市（市による委託を含む。）以外の者が収集、運搬及び処分をするものとして定めた一般廃棄物に限る。）を適正に自ら処理し、又は法第7条第1項若しくは第6項の規定に基づく許可を受けた者（法第7条第1項ただし書又は同条第6項ただし書の規定により許可を要しないとされた者を含む。以下同じ。）にその処理を委託しなければならない。

4 市長は、その排出する一般廃棄物の処理を適正に行っていない者又は法第7条第1項若しくは第6項の規定に基づく許可を受けた者以外の者に処理を委託している者に対し、改善のための必要な指示を行うことができる。

（事業者等の協力）

第17条 事業者等は、一般廃棄物処理計画に定めるところにより、一般廃棄物の減量のために市が講ずる施策に協力しなければならない。

2 事業者等は、一般廃棄物処理計画に定めるところにより、自ら処分しない一般廃棄物を適正に分別し、保管し、及び排出して市の行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分に協力しなければならない。

3 市長は、一般廃棄物処理計画を達成するため、事業者等に対し、市の行う一般廃棄物の減量及び処理に関して協力すべき事項を指示することができる。

（改善勧告）

第18条 市長は、第16条第4項又は前条第3項に規定する指示に従わない事業者等に対し、期限を定めて、指示の内容を履行するように勧告することができる。

（公表）

第19条 市長は、前条の規定による勧告を受けた事業者等が、その勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

- 2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表されるべき者にその理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

(適正処理困難物の指定等)

第20条 市長は、市がその処理を行っている一般廃棄物のうちから、市の一般廃棄物の処理に関する設備及び技術に照らしその適正な処理が困難となっているもの(法第6条の3第1項の規定に基づき指定されたものを除く。以下「適正処理困難物」という。)を指定することができる。

- 2 市長は、前項の規定による指定を行ったときは、これを告示するものとする。
- 3 市長は、適正処理困難物になる前の製品、容器等の製造、加工、販売等を行う事業者に対し、その適正処理困難物の処理を適正に行うために必要な協力を求めることができる。

(処理除外物)

第21条 次に掲げる物は、一般廃棄物処理計画に定めるところにより市が行う処理の対象とはしない。

- (1) 有害性のある物
 - (2) 危険性のある物
 - (3) 引火性のある物
 - (4) 著しく悪臭を発する物
 - (5) 特別管理一般廃棄物
 - (6) 前各号に掲げる物のほか、市が行う一般廃棄物の処理を著しく困難にし、又は処理施設の機能に支障が生ずる物
- 2 何人も、市が行う一般廃棄物の収集に際して、前項各号に該当する物で、一般廃棄物処理計画で定めるものを排出してはならない。
 - 3 市長は、前項に規定する一般廃棄物を処理しようとする者に対し、一般廃棄物処理計画に基づき、一般廃棄物処理業者への処理の委託その他必要な事項を指示することができる。

(事業用大規模建築物の所有者等による減量)

第22条 事業用の大規模建築物で規則で定めるもの(以下「事業用大規模建築物」という。)の所有者(所有者以外に当該事業用大規模建築物の管理のすべてについて権原を有する者があるときは、当該権原を有する者。以下同じ。)は、当該事業用大規模建築物から排出される一般廃棄物の減量及び適正な処理を図るための当該事業用大規模建築物の管理に関する業務を担当させるため、廃棄物管理責任者を選任し、その旨を市長に届け出なければならない。廃棄物管理責任者を変更したときも、同様とする。

- 2 事業用大規模建築物の所有者は、前項に規定する業務の実施に関する計画を作成し、当該計画書を市長に提出しなければならない。
- 3 事業用大規模建築物の所有者は、当該事業用大規模建築物又は敷地内に規則で定める基準に従い、再生利用の対象となる廃棄物及びそれ以外の廃棄物の保管場所を区分して設置するように努めなければならない。
- 4 事業用大規模建築物の占有者は、事業用大規模建築物の所有者の管理に従い、当該事業用大規模建築物から生ずる一般廃棄物の減量を行わなければならない。
- 5 市長は、事業用大規模建築物の所有者又は占有者に対して前各項の規定の実施に関し、必要な指示を行うことができる。

(廃棄物の保管場所の設置)

第23条 事業用大規模建築物を建設しようとする者(以下「事業用大規模建築物の建設者」という。)は、当該事業用大規模建築物又は敷地内に規則で定める基準に従い、再生利用の対象となる廃棄物及びそれ以外の廃棄物の保管場所を区分して設置しなければならない。

- 2 事業用大規模建築物の建設者は、前項の保管場所について、規則で定めるところにより、当該事業用大規模建築物の建築に着手する日の30日前までに市長に届け出なければならない。

(改善勧告)

第24条 市長は、事業用大規模建築物の所有者が第22条第1項若しくは第2項の規定に違反していると認めるとき、又は事業用大規模建築物の建設者が前条第1項の規定に違反していると認めるときは、当該事業用大規模建築物の所有者又は当該事業用大規模建築物の建設者に対し、期限を定めて、必要な改善その他の措置をとるべき旨の勧告を行うことができる。

(公表)

第25条 市長は、前条の規定による勧告を受けた事業用大規模建築物の所有者又は事業用大規模建築物の建設者が、その勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

- 2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表されるべき者にその理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

(共同住宅の建築に当たっての届出等)

第 26 条 規則で定める共同住宅を建築しようとする者(以下「共同住宅建築者」という。)は、一般廃棄物の排出場所その他規則で定める事項について、当該共同住宅の建築に着手する日の 30 日前までに市長に届け出なければならない。

2 市長は、指示する必要があると認めるときは、前項の届出を受けた日から 30 日以内に共同住宅建築者に対し、これを行うことができる。

(開発事業に関する届出)

第 27 条 規則で定める開発事業を行おうとする者(以下「開発事業者」という。)は、その開発事業を行う区域から当該開発事業の結果排出されることとなる一般廃棄物の排出場所その他規則で定める事項について、当該開発事業に着手する日の 30 日前までに市長に届け出なければならない。

2 市長は、指示する必要があると認めるときは、前項の届出を受けた日から 30 日以内に開発事業者に対し、これを行うことができる。

(適正包装の推進)

第 28 条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、過剰な包装を自粛し、簡易な包装を選択すること等により、廃棄物の排出の抑制に配慮した適正な包装が推進されるように努めなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再び使用することが可能な包装、容器等の使用に努め、使用後の包装、容器等の回収を行うこと等により、その包装、容器等の再生利用の促進に努めなければならない。

3 事業者は、市民が商品の購入等に際して、簡易な包装、容器等の選択ができるように努めるとともに、商品の購入等をした者が不用とした包装、容器等を返却しようとする場合には、その回収に努めなければならない。

(廃棄物再生事業者の協力)

第 29 条 市は、一般廃棄物の減量を図るため、登録廃棄物再生事業者に対し、一般廃棄物の再生に関して必要な協力を求めることができる。

(廃棄物搬入の承認)

第 30 条 一般廃棄物及び第 15 条第 5 項に規定する産業廃棄物を自ら又は委託して市の廃棄物の処理施設(以下「処理施設」という。)へ搬入しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けた者は、規則で定める受入基準に従わなければならない。

3 市長は、前項に規定する受入基準に違反して処理施設に搬入しようとする廃棄物については、その受入れを拒否することができる。

第 3 章 市が設置する一般廃棄物処理施設

第 1 節 生活環境影響調査結果の縦覧等

(縦覧及び意見書の提出)

第 31 条 市長は、法第 9 条の 3 第 2 項(同条第 8 項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定に基づき、同条第 1 項に規定する一般廃棄物処理施設の設置に係る届出及び同条第 7 項に規定する一般廃棄物処理施設の変更に係る届出をしようとするときは、市長が実施した周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査(以下「生活環境影響調査」という。)の結果及び法第 8 条第 2 項第 2 号から第 9 号までに掲げる事項を記載した書類(以下「報告書等」という。)を公衆の縦覧に供し、これらの届出に係る一般廃棄物処理施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者に生活環境の保全上の見地からの意見書(以下「意見書」という。)を提出する機会を付与するものとする。

(対象となる施設の種類)

第 32 条 前条の規定による報告書等の公衆の縦覧及び意見書の提出の対象となる一般廃棄物処理施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和 46 年政令第 300 号)第 5 条第 1 項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設及び同条第 2 項に規定する一般廃棄物の最終処分場(以下「施設」という。)とする。

(縦覧の告示)

第 33 条 市長は、法第 9 条の 3 第 2 項の規定により、報告書等を公衆の縦覧に供しようとするときは、次に掲げる事項を告示するものとする。

- (1) 施設の名称
- (2) 施設の設置の場所
- (3) 施設の種類
- (4) 施設において処理する一般廃棄物の種類
- (5) 施設の能力(施設が最終処分場である場合にあっては、埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)
- (6) 実施した生活環境影響調査の項目
- (7) 報告書等を縦覧に供する場所(以下「縦覧の場所」という。)

(8) 報告書等を縦覧に供する期間(以下「縦覧の期間」という。)

(縦覧の場所及び期間)

第34条 前条の縦覧の場所は、次に掲げるところとし、当該縦覧の期間は、告示の日から1月間とする。

- (1) 下関市環境部環境施設課
- (2) 生活環境影響調査を実施した周辺地域内で、市長が指定する場所
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場所

(意見書の提出先等の告示)

第35条 市長は、法第9条の3第2項の規定により、施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は生活環境の保全上の見地からの意見書を提出できる旨、意見書を提出する場合の提出先及び提出期限その他必要な事項を告示するものとする。

(意見書の提出先及び提出期限)

第36条 前条の意見書の提出先は、次に掲げるところとし、当該意見書の提出期限は、第34条の規定による縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までとする。

- (1) 下関市環境部環境施設課
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める場所

(他の市町村との協議)

第37条 市長は、施設の設置に関する区域が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該区域を管轄する市町村の長に、報告書等の写しを送付し、当該区域における縦覧等の手続の実施について、協議するものとする。

- (1) 施設を他の市町村の区域に設置するとき。
- (2) 施設の敷地が他の市町村の区域にわたるとき。
- (3) 施設の設置又は変更により、生活環境に影響を及ぼす周辺地域に、本市の区域に属しない地域が含まれているとき。

第2節 技術管理者の資格

第37条の2 法第21条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

- (1) 技術士法(昭和58年法律第25号)第2条第1項に規定する技術士(化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る同法第4条第1項の第二次試験に合格した者に限る。)
- (2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士(前号に該当する者を除く。)であって、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (3) 2年以上法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあった者
- (4) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学(同法第108条第2項の大学(以下この条において「短期大学」という。)を除く。次号において同じ。))の理学、薬学、工学又は農学の課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 学校教育法に基づく大学の理学、薬学、工学若しくは農学の課程又はこれらに相当する課程において衛生工学及び化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 短期大学(学校教育法に基づく専門職大学の前期課程(以下「専門職大学前期課程」という。))を含む。次号において同じ。))又は同法に基づく高等専門学校の理学、薬学、工学若しくは農学の課程又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後(専門職大学前期課程にあっては、修了した後)、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (7) 短期大学又は学校教育法に基づく高等専門学校の理学、薬学、工学若しくは農学の課程又はこれらに相当する課程において衛生工学及び化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後(専門職大学前期課程にあっては、修了した後)、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (8) 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校において土木科、化学科又はこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (9) 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校において土木科、化学科及びこれらに相当する学科以外の学科を修めた者であって、理学、工学若しくは農学に関する科目又はこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (10) 10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (11) 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると市長が認める者

第4章 手数料等

(一般廃棄物処理手数料等)

第38条 市は、その処理を行う一般廃棄物の排出者から別表に定める手数料を徴収する。

2 市は、その処理を行う産業廃棄物の排出者から100キログラムまでごとに1,560円の処分費用を徴収する。

3 前2項に規定する手数料及び費用の徴収方法については、別に定める。

4 市長は、天災その他特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより第1項に規定する手数料を減免することができる。

(許可証の交付)

第39条 市長は、法第7条第1項及び第6項の許可、同条第2項及び第7項の許可の更新並びに法第7条の2第1項の事業の範囲の変更の許可を行ったときは、許可証を交付する。

(許可手数料)

第40条 次に掲げる者は、当該各号に定める額の手数料をその申請の際に納付しなければならない。

(1) 法第7条第1項に規定する一般廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者 5,000円

(2) 法第7条第6項に規定する一般廃棄物処分業の許可を受けようとする者 5,000円

(3) 法第7条第2項に規定する許可の更新を受けようとする者 5,000円

(4) 法第7条第7項に規定する許可の更新を受けようとする者 5,000円

(5) 一般廃棄物収集運搬業者で、法第7条の2第1項に規定する事業の範囲の変更の許可を受けようとするもの 5,000円

(6) 一般廃棄物処分業者で、法第7条の2第1項に規定する事業の範囲の変更の許可を受けようとするもの 5,000円

(7) 許可証の再交付を受けようとする者 1,000円

第5章 雑則

(報告の徴収)

第41条 市長は、法第18条第1項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、土地又は建物の占有者その他関係者に対し、必要な報告を求めることができる。

(立入検査)

第42条 市長は、法第19条第1項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、必要と認める場所に立ち入り、廃棄物の減量及び処理に関し、必要な帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(下関市行政手続条例の適用除外)

第43条 第10条第2項の規定による命令については、下関市行政手続条例(平成17年条例第24号)第3章の規定は、適用しない。

(委任)

第44条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 罰則

第45条 第10条第2項の規定による命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。

第46条 法人の代表者又は法人又は人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第10条第2項の規定による命令に違反してごみステーションに排出された家庭系一般廃棄物を収集し、又は運搬したときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して前条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第9条の規定は、平成17年2月12日における下関市、菊川町、豊田町、豊浦町又は豊北町の区域(以下これらをそれぞれ「下関地区」、「菊川地区」、「豊田地区」、「豊浦地区」又は「豊北地区」という。)の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる日から適用し、当該各号に掲げる日前においては、なお下関市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例(平成7年下関市条例第16号)、菊川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成7年菊川町条例第1号)、豊田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成15年豊田町条例第2号)、豊浦町廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和51年豊浦町条例第6号)又は豊北町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例(平成11年豊北町条例第16号)(以下これらを「合併前の条例」という。)の例による。

(1) 下関地区、菊川地区及び豊田地区 平成17年4月1日

(2) 豊浦地区又は豊北地区 規則で定める日

(平成 20 年規則第 86 号で平成 21 年 4 月 1 日施行)

- 3 第 11 条及び別表排出者からの申込みにより家庭系一般廃棄物を市又は市の委託を受けた者が収集・運搬する場合の規定は、平成 17 年 4 月 1 日から適用し、平成 17 年 3 月 31 日までは同条及び同表の規定にかかわらず、なお合併前の条例の例による。
 - 4 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に下関市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例(平成 7 年下関市条例第 16 号)第 11 条の規定によりクリーン推進員であった者は、平成 17 年 3 月 31 日までは、この条例第 13 条に規定するクリーンアップ推進員とみなす。
 - 5 別表ごみステーションの利用者が排出した家庭系一般廃棄物を市又は市の委託を受けた者が収集・運搬する場合の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる日から適用し、当該各号に掲げる日前においては、同表の規定にかかわらず、なお合併前の条例の例による。
 - (1) 下関地区、菊川地区及び豊田地区 平成 17 年 10 月 1 日
 - (2) 豊浦地区又は豊北地区 規則で定める日
- (平成 20 年規則第 86 号で平成 21 年 4 月 1 日施行)
- 6 別表排出者が自ら又は委託によって処理施設にごみ(特定家庭用機器を除く。)を搬入する場合の規定は、豊浦地区及び豊北地区においては平成 17 年 4 月 1 日から適用し、平成 17 年 3 月 31 日までは、同表の規定にかかわらず、なお豊浦町廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和 51 年豊浦町条例第 6 号)又は豊北町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例(平成 11 年豊北町条例第 16 号)の例による。
 - 7 第 38 条の規定は、施行日以後の廃棄物の処理に係る手数料から適用し、施行日前の廃棄物の処理に係る手数料については、なお合併前の条例の例による。
 - 8 施行日前に、合併前の条例の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成 17 年 6 月 29 日条例第 357 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。ただし、附則の改正規定(附則第 8 項を削り、附則第 9 項を附則第 8 項とする部分に限る。)は、平成 17 年 8 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成 17 年 2 月 12 日における下関市、菊川町又は豊田町の区域の排出者が自ら又は委託によって処理施設にごみ(特定家庭用機器を除く。)を搬入する場合の手数料の額は、この条例による改正後の下関市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例(以下「新条例」という。)別表の規定にかかわらず、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から平成 19 年 3 月 31 日までの間は、100 キログラムまでごとに 250 円とする。
- 3 平成 17 年 2 月 12 日における豊浦町又は豊北町の区域の排出者が自ら又は委託によって処理施設にごみ(特定家庭用機器を除く。)を搬入する場合の手数料の額は、新条例別表の規定にかかわらず、施行日から平成 19 年 3 月 31 日までの間は、なお従前の例による。

附 則(平成 19 年 3 月 29 日条例第 10 号)

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 12 月 21 日条例第 59 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行う一般廃棄物の処理に係る手数料について適用し、施行日前に行った一般廃棄物の処理に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成 22 年 6 月 22 日条例第 39 号)

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 12 月 20 日条例第 58 号)

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月 30 日条例第 12 号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 23 年 9 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 1 日条例第 14 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 25 年 12 月 25 日条例第 68 号)

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 27 日条例第 10 号）

この条例中第 9 条第 2 項、第 10 条第 2 項、第 16 条第 3 項、第 38 条第 4 項及び第 46 条の改正規定は公布の日から、第 37 条の 2 第 6 号及び第 7 号の改正規定は平成 31 年 4 月 1 日から、第 38 条第 2 項及び別表の改正規定は平成 31 年 10 月 1 日から施行する。

別表（第 38 条関係） 一般廃棄物の処理手数料

種別	区分			手数料	
ごみ	市又は市の委託を受けた者が収集・運搬する家庭系一般廃棄物	ごみステーションで収集するもの		重量、形状、処理方法等を勘案し、40 円以内で市長が定める額	
		戸別に収集するもの	第 11 条第 1 項の規定により市長が指定するもの	特定家庭用機器	5,000 円以内で市長が定める額
				その他	重量、形状、処理の困難性等を勘案し、1,000 円以内で市長が定める額
			動物の死体		1 個につき 830 円
	排出者が自ら又は委託によって処理施設に搬入する一般廃棄物（特定家庭用機器を除く。）			100 キログラムまでごとに 520 円	
し尿	定額制	基本料金	ホースの長さが 60 メートルまでの場合		便槽 1 個（大小便槽を 1 対として設置している場合を含む。以下同じ。）1 月につき 200 円
			ホースの長さが 60 メートルを超える場合		便槽 1 個 1 月につき 410 円
		人頭割料金			1 人 1 月につき 520 円
		度数割料金	ホースの長さが 60 メートルまでの場合		便槽 1 個 1 回につき 500 円
			ホースの長さが 60 メートルを超える場合		便槽 1 個 1 回につき 980 円
		無臭トイレ加算料金			便槽 1 個 1 回につき 750 円
	従量制（定額制により難しいもの）	期間を定めて設置される簡易トイレ			1 回につき 2,610 円に、90 リットルを超える部分 18 リットルまでごとに 310 円を加えた額
		その他のもの			1 回につき 18 リットルまでごとに 310 円

備考

- この表において「特定家庭用機器」とは、特定家庭用機器再商品化法（平成 10 年法律第 97 号）第 2 条第 4 項に規定する特定家庭用機器をいう。
- 度数割料金は、便槽 1 個につき、月 1 回を超えて収集を行う場合に徴収する。

4 下関市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則

平成 17 年 2 月 13 日
規則第 164 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。)及び下関市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例(平成 17 年条例第 198 号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則における用語の意義は、法、特定家庭用機器再商品化法施行令(平成 10 年政令第 378 号)及び条例において使用する用語の例による。

(ごみステーションの利用方法)

第 3 条 ごみステーションの利用者は、家庭系一般廃棄物を、次の表に掲げる基準に従って分別し、次条に定める収納の方法に従って排出しなければならない。

基 準	摘 要
燃やせるごみ	厨芥類、繊維類、木くず及び紙くず等で焼却処理に適するもの(古紙類に該当するものを除く。)
資源ごみ(びん・缶)	ガラス製の瓶、スチール缶及びアルミ缶
資源ごみ(ペットボトル)	ポリエチレンテレフタレート製の瓶
資源ごみ(プラスチック製容器包装)	プラスチック製の容器包装(資源ごみ(ペットボトル)に該当するものを除く。)
資源ごみ(古紙)	新聞紙、雑誌類及び段ボール

(ごみステーションでの家庭系一般廃棄物の収納方法)

第 4 条 条例第 9 条第 2 項に規定する市長の指示する方法は、別表第 1 の基準の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の収納の方法の欄に掲げる方法とする。

(収集又は運搬の禁止命令)

第 5 条 条例第 10 条第 2 項の規定による命令は、収集・運搬行為禁止命令書(様式第 1 号)により行うものとする。

(ごみステーションに排出する家庭系一般廃棄物の処理手数料)

第 6 条 ごみステーションに排出する家庭系一般廃棄物の処理手数料の額は、別表第 1 の収納の方法の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の処理手数料の欄に掲げる額とする。

2 既納の処理手数料は、還付しないものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(申込みにより戸別収集を行う家庭系一般廃棄物)

第 7 条 排出者からの申込みにより戸別の収集(以下「戸別収集」という。)を行うものとして、条例第 11 条第 1 項に規定する市長が指定するものは、次のとおりとする。

- (1) 特定家庭用機器
- (2) その他

ア 粗大ごみ(家具類、家電製品類、寝具類、自転車等で 45 リットルの袋に収納することができないものをいう。以下同じ。)

イ 燃やせないごみ(陶磁器類、金属くず、ガラスくず等で 45 リットルの袋に収納することができ、焼却処理に適さないものをいう。ただし、タイヤ及びバッテリー等特殊な処理を行うものを除く。以下同じ。)

ウ 有害ごみ(水銀使用製品(水銀体温計、水銀温度計、水銀血圧計、蛍光管その他水銀又はその化合物が使用されている製品をいう。以下同じ。)、乾電池(ボタン電池を除く。)、ライター、エアゾール製品及び小型充電式電池(小型充電式電池を容易に取り外すことができない 1 辺が 30 センチメートル未満の家電製品類を含む。)をいう。以下同じ。)

(戸別収集の申込み)

第 8 条 特定家庭用機器、粗大ごみ、有害ごみ及び燃やせないごみ(以下「戸別収集ごみ」という。)の戸別収集を受けようとする者は、その氏名及び住所並びにその戸別収集により排出しようとする戸別収集ごみの種類、個数、排出場所等について、市に連絡して申し込まなければならない。

(戸別収集ごみの処理手数料)

第 9 条 戸別収集ごみの処理手数料の額は、別表第 2 及び別表第 2 の 2 のとおりとする。

2 既納の処理手数料は、還付しないものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(戸別収集ごみの排出方法)

第10条 戸別収集により戸別収集ごみを排出しようとする者は、次の各号に掲げるごみの区分に応じ、当該各号に定める方法に従い、第8条の規定により連絡した排出場所に持ち出さなければならない。

- (1) 特定家庭用機器及び粗大ごみ 処理手数料相当額証紙付き粗大ごみ等処理券(粗大ごみ等処理券(様式第1号の2)に下関市一般廃棄物の処理手数料に係る証紙に関する条例施行規則(平成23年規則第29号)別表第2に規定する証紙を刷り込んだものをいう。以下この条において同じ。)を個々に貼付する方法
- (2) 燃やせないごみ 別表第2の2に規定する収納の方法
- (3) 有害ごみ 別表第2の2に規定する収納の方法により収納し、処理手数料相当額証紙付き粗大ごみ等処理券を貼付する方法

(ボランティア袋)

第11条 排出者が自治会活動で行う清掃等により、排出者の私有地以外から生じた一般廃棄物を排出する場合は、市長が別に定める方法により交付するボランティア袋(様式第2号)に市長が指示する方法により当該一般廃棄物を収納し、排出するものとする。

(廃棄物減量等推進審議会の組織及び運営)

第12条 条例第12条第1項の規定により設置される下関市廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)の同条第3項に規定する委員(以下「委員」という。)は、市民、事業者、学識経験者等のうちから市長が任命する。

- 2 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 4 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 審議会に幹事若干人を置き、市職員のうちから市長が任命する。
- 7 幹事は、審議会の所掌事務について委員を補佐する。

(審議会の会議)

第13条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(審議会の庶務)

第14条 審議会の庶務は、環境部クリーン推進課において処理する。

(クリーンアップ推進員)

第15条 市長は、条例第13条第1項の規定によるクリーンアップ推進員(以下「推進員」という。)の任命に当たっては、市の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された自治会等の団体の推薦の有無等により当該推進員の社会的信望の有無を確認するものとする。

- 2 推進員は、前項の団体の区域その他市長が指定する区域において、次に掲げる事項に係る活動を行うものとする。
 - (1) 条例第3条に規定する廃棄物の再生利用の推進に関すること。
 - (2) 家庭系一般廃棄物の適正な排出についての指導に関すること。
 - (3) 不法投棄の防止に関すること。
 - (4) ごみステーションの清潔保持についての指導に関すること。
 - (5) その他一般廃棄物の減量及び適正な処理に関すること。
- 3 推進員の任期は、1年とし、補欠推進員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(市が処理する産業廃棄物)

第16条 条例第15条第5項の規定により市が処理する産業廃棄物は、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項第1号若しくは第2号に規定する中小企業者が市内において排出した産業廃棄物又は公益上市が処理する必要があると認める産業廃棄物のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 燃え殻(特別管理産業廃棄物に該当するものを除く。)
- (2) 汚泥(含水率85パーセントを超えるもの及び特別管理産業廃棄物に該当するものを除く。)
- (3) 廃プラスチック類(特別管理産業廃棄物に該当するものを除く。)
- (4) 紙くず(特別管理産業廃棄物に該当するものを除く。)
- (5) 木くず
- (6) 繊維くず
- (7) ゴムくず

- (8) 金属くず
 - (9) ガラスくず及び陶磁器くず
 - (10) 工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物
 - (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に認めるもの
- (事業用大規模建築物)

第17条 条例第22条第1項の規則で定める事業用大規模建築物は、事業の用途に供される部分の延べ床面積が3,000平方メートル以上の建築物(専ら学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校の用に供される建築物にあっては、延べ床面積が8,000平方メートル以上のものとする。)及び一般廃棄物の減量のため市長が必要と認める事業用建築物とする。

(廃棄物管理責任者の届出)

第18条 条例第22条第1項の規定による廃棄物管理責任者の選任又は変更の届出は、廃棄物管理責任者選任(変更)届(様式第3号)により、当該選任又は変更の日から30日以内に行わなければならない。

(廃棄物の減量等に関する計画書の提出)

第19条 条例第22条第2項の規定による計画書の提出は、毎年4月1日以降の1年間における計画について、廃棄物減量等に関する計画書(様式第4号)によりその年の5月31日までにしなければならない。

2 前項に規定する廃棄物減量等に関する計画書の記載事項を変更するときは、廃棄物減量等に関する計画変更届(様式第5号)により、変更前に届け出なければならない。

(廃棄物の保管場所の設置基準)

第20条 条例第22条第3項及び第23条第1項の規則で定める廃棄物の保管場所の設置基準は、次のとおりとする。

- (1) 廃棄物を適切に保管できる規模を有すること。
- (2) 再生利用の対象となる廃棄物とそれ以外の廃棄物が混合するおそれのないように必要な措置を講じていること。
- (3) 排出及び収集に安全かつ容易な構造とするとともに、排出及び収集に便利な場所に設置すること。
- (4) 廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じていること。
- (5) ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。
- (6) 安全に維持管理できること。
- (7) その他生活環境の保全及び公衆衛生上必要な措置を講じていること。

(廃棄物の保管場所設置の届出)

第21条 条例第23条第2項の規定による廃棄物の保管場所設置の届出は、廃棄物保管場所設置届(様式第6号)により行わなければならない。

(共同住宅)

第22条 条例第26条第1項の規則で定める共同住宅は、1棟が複数の住宅からなり、それぞれの住宅が廊下、階段、外部への出入口等を共同で使用する建築物で20世帯以上を収容できるものとする。

(共同住宅の建築に当たっての届出)

第23条 条例第26条第1項に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 共同住宅の概要
- (2) 一般廃棄物の発生量見込等
- (3) 再生利用の対象となる廃棄物の保管場所
- (4) 一般廃棄物の分別、保管及び排出に関する事項の居住者への啓発方法
- (5) 一般廃棄物の減量に関する居住者の自主活動の促進方法
- (6) その他一般廃棄物の減量への取組

2 条例第26条第1項の規定による届出は、共同住宅建築届(様式第7号)により行わなければならない。

(開発事業)

第24条 条例第27条第1項の規則で定める開発事業は、次のとおりとする。

- (1) 都市再開発法(昭和44年法律第38号)第2条第1号に規定する市街地再開発事業
- (2) 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第2条第1項に規定する土地区画整理事業
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が一般廃棄物処理計画に著しい影響を及ぼすおそれがあると認めたもの

(開発事業の届出)

第25条 条例第27条第1項に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 開発事業の概要
- (2) 居住者、利用者等の見込み
- (3) 一般廃棄物排出量の見込み

(4) 一般廃棄物排出抑制のための配慮の概要

(5) 一般廃棄物適正処理のための配慮の概要

2 条例第 27 条第 1 項の規定による開発事業の届出は、開発事業届(様式第 8 号)により行わなければならない。

(廃棄物搬入の承認)

第 26 条 条例第 30 条第 1 項の承認を受けようとする者は、廃棄物搬入承認申請書(様式第 9 号)を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。

(廃棄物の受入基準)

第 27 条 一般廃棄物の条例第 30 条第 2 項に規定する規則で定める受入基準は、次のとおりとする。

(1) 条例第 21 条第 1 項に規定する物を搬入しないこと。

(2) 適正に分別し、一般廃棄物処理計画に従い、定められた処理施設へ搬入すること。

(3) 市長が別に定める量を超える一般廃棄物を搬入しないこと。

(4) 一般廃棄物の性状に応じ、あらかじめ切断し、こん包する等必要な措置を講じていること。

(5) 運搬車及び運搬容器に、一般廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れないようにするための必要な措置が講じられていること。

(6) 処理施設内においては、当該施設の管理者の指示に従うこと。

2 産業廃棄物の条例第 30 条第 2 項に規定する規則で定める受入基準は、次のとおりとする。

(1) 第 16 条に規定する産業廃棄物以外の物を搬入しないこと。

(2) 適正に分別し、市長が指示する処理施設へ搬入すること。

(3) 市長が別に定める量を超える産業廃棄物を搬入しないこと。

(4) 産業廃棄物の性状に応じ、あらかじめ切断し、こん包する等必要な措置を講じていること。

(5) 運搬車及び運搬容器に、産業廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れないようにするための必要な措置が講じられていること。

(6) 処理施設内においては、当該施設の管理者の指示に従うこと。

(縦覧の期間等)

第 28 条 条例第 34 条の規定による縦覧については、下関市の休日を定める条例(平成 17 年条例第 2 号)第 1 条第 1 項に規定する休日を除く日の午前 8 時 15 分から午後 5 時まで行うものとする。

(縦覧の手続)

第 29 条 条例第 33 条の規定により縦覧に供された報告書等を縦覧しようとする者(以下「縦覧者」という。)は、下関市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧者名簿(様式第 10 号)に必要な事項を記入しなければならない。

(縦覧者の遵守事項)

第 30 条 縦覧者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 報告書等を縦覧の場所から持ち出さないこと。

(2) 報告書等を汚損し、又は損傷しないこと。

(3) 他の縦覧者に迷惑を及ぼさないこと。

(4) 係員の指示があった場合には、それに従うこと。

2 市長は、前項の規定に違反した者に対し、縦覧を停止し、又は禁止することができる。

(意見書の記載事項)

第 31 条 条例第 31 条に規定する意見書には、次に掲げる事項を全て記載しなければならない。

(1) 意見書を提出する者の氏名及び住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び登記された事務所又は事業所の所在地)

(2) 意見書の提出の対象となる施設の名称

(3) 生活環境の保全上の見地からの意見

(一般廃棄物処理手数料等の徴収方法)

第 32 条 一般廃棄物処理手数料及び産業廃棄物処分費用は、1 月ごとに納入通知書により、又は処理施設に搬入の都度徴収する。ただし、市長が特に他の徴収方法によることが適当であると認めるときは、この限りでない。

(手数料の減免基準等)

第 33 条 条例第 38 条第 4 項の規定により一般廃棄物処理手数料を減免することができる場合及びその額は、次のとおりとする。

(1) 地震、台風、洪水、高潮、津波その他これらに類似の天災により建物がり災した場合で、当該建物のり災部分及びり災に伴い解体が必要となった部分から発生した一般廃棄物を排出するとき 全額

(2) 火災により主として居住する建物がり災した場合で、当該建物のり災部分及びり災に伴い解体が必要となっ

た部分から発生した一般廃棄物を排出するとき 全額

(3) 自治会等が行う奉仕活動としての清掃により発生した一般廃棄物を排出するとき 全額

(4) その他市長が特に必要があると認めたとき その都度市長が定める額

3 前項第2号のり災した建物が店舗又は集合住宅を兼ねている場合は、当該建物のうち自己の居住の用途に供する部分(以下この項において「居住部分」という。)から発生した一般廃棄物について、その手数料の全額を免除することができるものとする。この場合において、一般廃棄物が居住部分から発生したものとそれ以外のものとの区別ができないときは、当該一般廃棄物の量に当該建物の延べ面積のうち居住部分の延べ面積の占める割合を乗じて得た量の廃棄物を、居住部分から発生した一般廃棄物とする。

4 条例第38条第4項の規定により一般廃棄物処理手数料の減免を受けようとする者は、一般廃棄物処理手数料減免申請書(様式第11号)により市長に申請しなければならない。この場合において、第1項第1号又は第2号に掲げる減免を受けようとする者については、当該申請書に次の書類を添えて申請しなければならない。

(1) り災証明書又は災害ごみに関する証明書

(2) 搬入に係る誓約書

(3) り災した建物の平面図

5 減免を受ける者は、原則として、処理すべき一般廃棄物を自己の責任において搬入しなければならない。

(身分を示す証明書)

第34条 条例第42条第2項の身分を示す証明書は、様式第12号のとおりとする。

(一般廃棄物処理業の許可申請等)

第35条 次の各号に掲げる許可又は許可の更新を受けようとする者は、当該各号に掲げる申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 法第7条第1項の規定による許可又は同条第2項の規定による許可の更新 一般廃棄物収集運搬業許可・許可更新申請書(様式第13号)

(2) 法第7条第6項の規定による許可又は同条第7項の規定による許可の更新 一般廃棄物処分業許可・許可更新申請書(様式第14号)

(3) 法第7条の2第1項の規定による事業の範囲の変更の許可 一般廃棄物処理業事業範囲変更許可申請書(様式第15号)

(一般廃棄物処理業の許可基準)

第36条 市長は、市内に住所を有する者(法人にあっては、市内に事務所又は営業所を有する者)であって、市長の付する許可条件を遵守できると認められるもの以外の者には、法第7条第1項又は第6項の許可をしない。

(許可証)

第37条 条例第39条の規定により交付する許可証は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 一般廃棄物収集運搬業 一般廃棄物収集運搬業許可証(様式第16号)

(2) 一般廃棄物処分業 一般廃棄物処分業許可証(様式第17号)

2 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者(以下「許可業者」という。)は、許可証を亡失し、又は汚損したときは、速やかに市長に許可証再交付申請書(様式第18号)を提出し、許可証の再交付を受けなければならない。

3 許可業者は、許可証の再交付を受けた後、亡失した許可証を発見したときは、直ちに市長に、これを返納しなければならない。

(車両の表示等)

第37条の2 一般廃棄物収集運搬業者は、運搬車の車体の外側に、市長が定めるところにより、一般廃棄物の収集又は運搬の用に供する車両である旨その他の事項を見やすいように表示し、かつ、当該運搬車に市長が定める書面を備え付けなければならない。

(事業の廃止等の届出)

第38条 法第7条の2第3項の規定による届出は、一般廃棄物処理業廃止・変更届(様式第19号)により行わなければならない。

(許可証の返還)

第39条 許可業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに許可証を市長に返還しなければならない。

(1) 法第7条の4(法第14条の3の2において準用する場合を含む。)の規定により許可を取り消されたとき。

(2) 許可の有効期限が到来したとき。

(3) 当該許可に係る事業の全部を廃止したとき。

(廃棄物処理施設等の使用前の検査結果の通知)

第40条 市長は、法第8条の2第5項(法第9条第2項において準用する場合を含む。)又は法第15条の2第5項(法第15条の2の5第2項において準用する場合を含む。)の規定により検査を実施したときは、当該検査の結果を書面により当該検査を受けた者に通知しなければならない。

(報告の徴収)

第41条 市長は、法第18条第1項の規定に基づき、別表第3に定めるところにより報告を求めるものとする。

(再生利用業の指定の申請等)

第42条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第2条第2号、第2条の3第2号、第9条第2号又は第10条の3第2号に規定する再生利用業の個別の指定(以下「再生利用個別指定」という。)を受けようとする者は、再生利用個別指定業指定申請書(様式第20号)による再生利用業の指定の申請を行わなければならない。

2 市長は、前項の申請に基づき再生利用個別指定をしたときは、当該指定を受けた者(以下「再生利用個別指定業者」という。)に、再生利用個別指定業指定証(様式第21号。以下「指定証」という。)を交付するものとする。

3 再生利用個別指定業者がその一般廃棄物又は産業廃棄物の再生利用個別指定の事業の範囲を変更しようとするときは、市長に対し当該指定の範囲の変更の申請をしなければならない。ただし、その変更の範囲が業の一部の廃止であるときは、この限りでない。

4 前項の申請は、再生利用個別指定業変更指定申請書(様式第22号)によって行わなければならない。

5 第2項の規定は、第3項に規定する事業の範囲の変更の指定について準用する。

(再生利用業の廃止の届出等)

第43条 再生利用個別指定業者がその一般廃棄物又は産業廃棄物の再生利用個別指定の事業の範囲の全部若しくは一部を廃止しようとするときは、再生利用個別指定業廃止届(様式第23号)に指定証を添えて届け出なければならない。

2 市長は、前項の届出が事業の一部の廃止であるときは、指定証を書き換えて交付するものとする。

(再生利用業に係る変更の届出等)

第44条 再生利用個別指定の再生利用業に係る次に掲げる事項の変更は、再生利用個別指定業変更届(様式第24号)によって届け出なければならない。

- (1) 住所
- (2) 氏名又は名称
- (3) 事務所及び事業場の所在地
- (4) 再生利用の目的
- (5) 再生利用の方法
- (6) 取引関係

2 市長は、前項の届出により指定証の書換えを必要とするときは、指定証を書き換えて交付するものとする。

(指定証の再交付申請等)

第45条 再生利用個別指定業者は、指定証を損傷し、汚損し、又は亡失したときは、再生利用個別指定業指定証再交付申請書(様式第25号)に、損傷し、又は汚損した指定証を添付して、その再交付を申請することができる。

2 再生利用個別指定業者は、指定証の再交付を受けた後、亡失した指定証を発見したときは、直ちに市長に、これを返納しなければならない。

(指定証の返納)

第46条 再生利用個別指定業者は、指定を取り消されたとき、又は第42条第3項に規定する変更の指定を受けたときは、失効した指定証を直ちに市長に返納しなければならない。

(その他)

第47条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年2月13日から施行する。

(経過措置)

2 第3条の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる日から適用し、当該各号に掲げる日前においては、同条の規定にかかわらず、なお下関市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則(平成7年下関市規則第23号)、菊川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則(平成7年菊川町規則第1号)、豊田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成15年豊田町条例第2号)、豊浦町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則(昭和51年豊浦町規則第6号)又は豊北町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則(平成11年豊北町規則第33号)(以下これらを「合併前の規則等」という。)の例による。

- (1) 下関地区、菊川地区及び豊田地区 平成 17 年 4 月 1 日
 - (2) 豊浦地区又は豊北地区 平成 21 年 4 月 1 日
- 3 第 4 条及び第 6 条の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる日から適用し、当該各号に掲げる日前においては、同条の規定にかかわらず、なお合併前の規則等の例による。
- (1) 下関地区、菊川地区及び豊田地区における別表第 1 中燃やせるごみの項の規定 平成 18 年 4 月 1 日
 - (2) 下関地区、菊川地区及び豊田地区における別表第 1 中燃やせるごみの項以外の項の規定 平成 17 年 10 月 1 日
 - (3) 豊浦地区又は豊北地区 平成 21 年 4 月 1 日
- 4 次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる日までに菊川地区又は豊田地区において交付された菊川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則に規定する指定袋(以下「合併前の菊川町指定袋」という。)又は豊田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例別表第 1 に規定する袋(以下「合併前の豊田町指定袋」という。)については、平成 18 年 6 月 30 日までは、それぞれこの規則の規定により交付されたものとみなす。
- (1) 燃やせるごみを収納する袋として交付された合併前の菊川町指定袋又は合併前の豊田町指定袋 平成 18 年 3 月 31 日
 - (2) 前号に規定する指定袋以外の指定袋 平成 17 年 9 月 30 日
- 5 第 7 条から第 10 条までの規定は、平成 17 年 4 月 1 日から適用し、平成 17 年 3 月 31 日までは、当該各条の規定にかかわらず、なお合併前の規則等の例による。ただし、豊浦地区及び豊北地区における燃やせないごみ及び有害ごみに係る当該各条の規定は、平成 21 年 4 月 1 日から適用し、当該各条の規定にかかわらず、平成 21 年 3 月 31 日までは、なお合併前の規則等の例による。
- 6 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前に下関市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則第 6 条の規定によりクリーン推進員であった者は、平成 17 年 3 月 31 日までは、この規則第 15 条に規定するクリーンアップ推進員とみなす。
- 7 施行日前に、合併前の規則等の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。
- 8 施行日の前日までに、合併前の規則等により交付された一般廃棄物処理業許可証又は再生利用個別指定業指定証は、この規則の規定によりそれぞれ交付されたものとみなす。
- 附 則(平成 17 年 4 月 1 日規則第 313 号)
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則(平成 17 年 9 月 30 日規則第 377 号)
この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第 1 の改正規定については、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則(平成 19 年 3 月 16 日規則第 26 号)抄
(施行期日)
- 1 この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則(平成 20 年 10 月 15 日規則第 85 号)
(施行期日)
- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の下関市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則様式第 29 号から様式第 32 号までの指定ごみ袋で、現に残存するものは、この規則による改正後の下関市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則(以下「新規則」という。)様式第 29 号から様式第 32 号までの指定ごみ袋とみなす。
- 3 平成 21 年 3 月 31 日までに、平成 17 年 2 月 12 日における豊浦町又は豊北町の区域において交付された豊浦町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則(昭和 51 年豊浦町規則第 6 号)第 3 条又は豊北町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例(平成 11 年豊北町条例第 16 号)別表第 2 に規定する袋については、平成 21 年 6 月 30 日までは、それぞれ新規則の規定により交付されたものとみなす。
- 附 則(平成 21 年 1 月 27 日規則第 3 号)
この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則(平成 21 年 2 月 4 日規則第 7 号)
(施行期日)
- 1 この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この規則の施行の際現に戸別収集の申込がなされている特定家庭用機器又は粗大ごみの処理手数料については、

なお従前の例による。

附 則(平成 21 年 3 月 17 日規則第 24 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 22 年 1 月 12 日規則第 1 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 22 年 7 月 14 日規則第 72 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の様式第 29 号から様式第 32 号までの様式に定める指定ごみ袋で現に残存するものは、改正後の様式第 29 号から様式第 32 号までの様式に定める指定ごみ袋とみなす。

附 則(平成 23 年 3 月 31 日規則第 30 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 23 年 9 月 1 日から施行する。ただし、様式第 2 号の改正規定は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行後に、この規則による改正前の下関市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則(以下「旧規則」という。)第 10 条の規定による燃やせないごみの排出方法により搬出されたものは、平成 23 年 12 月 30 日までの間は、改正後の第 10 条の規定により排出されたものとみなす。

- 3 この規則の施行の際、現に所持している旧規則第 8 条に規定する粗大ごみ等処理手数料納付券及び様式第 29 号から様式第 32 号までに規定する指定ごみ袋によるごみの排出方法については、なお従前の例による。

附 則(平成 24 年 3 月 29 日規則第 27 号)

この規則は、平成 24 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 7 月 2 日規則第 73 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日以後、当分の間、この規則による改正後の様式第 13 号から様式第 15 号まで、様式第 20 号及び様式第 22 号の規定中「住民票の写し」とあるのは、「住民票の写し又は出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成 21 年法律第 79 号)第 4 条の規定による廃止前の外国人登録法(昭和 27 年法律第 125 号)第 4 条の 3 第 2 項に規定する登録原票記載事項証明書」とする。

附 則(平成 24 年 10 月 3 日規則第 94 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の規定は、平成 25 年 4 月 1 日以後にこの規則による改正後の下関市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則第 8 条に規定する戸別収集の申込みを行った特定家庭用機器及び粗大ごみについて適用する。

附 則(平成 28 年 3 月 28 日規則第 31 号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、様式第 1 号の改正規定は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和元年 12 月 13 日規則第 45 号)

この規則は、令和元年 12 月 14 日から施行する。

附 則(令和 2 年 3 月 5 日規則第 8 号)

(施行期日)

- 1 この規則中第 7 条第 2 号ウ及び別表第 2 の 2 の改正規定は令和 2 年 4 月 1 日から、その他の改正規定は公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第 7 条第 2 号ウ及び別表第 2 の 2 の規定は、令和 2 年 4 月 1 日以後に戸別の収集を行う有害ごみについて適用し、同日前に戸別の収集を行う有害ごみについては、なお従前の例による。

附 則(令和 3 年 3 月 31 日規則第 52 号)

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、なお使用することができる。

別表第1(第4条、第6条関係)

基準		収納の方法	証紙付きの指定ごみ袋			処理手数料
			色	種類	容量	
燃やせるごみ		証紙付きの指定ごみ袋（燃やせるごみ）（様式第29号）に、1袋につき10kgまで収納する。	赤	特小	10L	1袋につき 6円
				小	18L	1袋につき 12円
				中	30L	1袋につき 20円
				大	45L	1袋につき 30円
資源ごみ（びん・缶）		証紙付きの指定ごみ袋（びん・缶）（様式第30号）に、1袋につき10kgまで収納する。	黄	小	18L	1袋につき 7円
				中	30L	1袋につき 12円
				大	45L	1袋につき 18円
資源ごみ（ペットボトル）		証紙付きの指定ごみ袋（ペットボトル）（様式第31号）に、1袋につき10kgまで収納する。	桃	小	18L	1袋につき 7円
				中	30L	1袋につき 12円
				大	45L	1袋につき 18円
資源ごみ（プラスチック製容器包装）		証紙付きの指定ごみ袋（プラスチック製容器包装）（様式第32号）に、1袋につき10kgまで収納する。	青	小	18L	1袋につき 7円
				中	30L	1袋につき 12円
				大	45L	1袋につき 18円
資源ごみ（古紙）	新聞紙及び雑誌類	45L以下の中身が目視で確認できる透明又は半透明の袋に、1袋につき10kgまで収納する。				無料
	段ボール	束ねる場合は、ひもで縛る。				無料

備考 証紙付きの指定ごみ袋とは、指定ごみ袋に下関市一般廃棄物の処理手数料に係る証紙に関する条例施行規則別表1又は別表第3に規定する証紙を刷り込んだもので、市長が収納に適すると認めたものをいう（以下同じ。）。

別表第2（第9条関係）

区分	分類		品目・規格	単位	処理手数料（円）	
1 特定家庭用機器	特定家庭用機器		ユニット形エアコンディショナー	台	3,500	
			テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式、プラズマ式）	台	2,500	
			電気冷蔵庫、電気冷凍庫	台	3,500	
			電気洗濯機、衣類乾燥機	台	2,500	
2 粗大ごみ	(1) 特殊な処理を行う物等	バッテリー	バッテリー（小型蓄電池を除く。）	個	1,000	
		タイヤ類（自動車、自動二輪車、原動機付自転車に使用するものに限る。）	タイヤ	本	700	
			ホイール	本	300	
		マッサージチェア	マッサージチェア	台	1,000	
		電動リクライニングチェア	電動リクライニングチェア	台	700	
		金庫	金庫（手揚げ金庫を除く。）	台	1,000	
		重さが明確な物	1 0kg 以上 2 0kg 未満の物	個	300	
			2 0kg 以上 3 0kg 未満の物	個	500	
			3 0kg 以上 4 0kg 未満の物	個	700	
			4 0kg 以上 5 0kg 未満の物	個	1,000	
	(2) 家具類	たんす・棚・箱・ロッカー・台類	3 辺の和が 1 5 0cm 未満の物（樹脂製の物に限る。）	台	100	
			3 辺の和が 2 0 0cm 未満の物（3 辺の和が 1 5 0cm 未満の樹脂製の物を除く。）	台	300	
			3 辺の和が 2 0 0cm 以上 3 0 0 cm 未満の物	台	500	
			3 辺の和が 3 0 0cm 以上 4 0 0cm 未満の物	台	700	
			3 辺の和が 4 0 0cm 以上の物	台	1,000	
		学習・事務用机	天板の縦横 2 辺の和が 2 0 0cm 未満の物	台	500	
			天板の縦横 2 辺の和が 2 0 0cm 以上の物	台	700	
		テーブル類	天板の縦横 2 辺の和が 1 5 0cm 未満の物	台	300	
			天板の縦横 2 辺の和が 1 5 0cm 以上 2 5 0cm 未満の物	台	500	
			天板の縦横 2 辺の和が 2 5 0cm 以上の物	台	700	
		イス類	座面（肘掛けを含む。）の幅が 1 0 0cm 未満の物	脚	300	
			座面（肘掛けを含む。）の幅が 1 0 0cm 以上 1 5 0cm 未満の物	脚	500	
			座面（肘掛けを含む。）の幅が 1 5 0cm 以上の物	脚	700	
		ベッド（ベッドフレーム）	ベビー	台	300	
			シングル・セミダブル	台	500	
			ダブル	台	700	
			クイーン以上	台	1,000	
		(3) 寝具・カーペット類	寝具・スプリングマットレス	布団・マットレス（厚みが 1 0cm 未満の物）	枚	100
				マットレス（厚みが 1 0cm 以上の物）	枚	300
				スプリングマットレス（脚つきの物を含む）	台	700

		ジュウタン 絨 毯・カーペット類（ウッ ドカーペット・ホットカーペ ットを含む。）	6畳までの物	枚	300
			6畳を超え12畳までの物	枚	500
			12畳を超える物	枚	700
	(4) 建具・ 畳類	網戸・障子・ふすま	網戸・障子・ふすま	枚	100
		畳・ユニット畳・琉球畳 リュウ	半畳（厚みが5cm未満のもの）	枚	100
			1畳（厚みが5cm未満のもの）	枚	300
			半畳（厚みが5cm以上のもの）	枚	300
			1畳（厚みが5cm以上のもの）	枚	500
	(5) 自転車・ 輸送器具	自転車類	自転車	台	300
			電動自転車（バッテリーを取り外した物）	台	500
		輸送器具	一輪車	台	300
			リヤカー	台	500
	(6) 第1号 から第5号 までの分類 に該当しな い物又は分 解して排出 する物	板状の物を丸めた物又は幅 15cm未満の物を束ねた物（丸 めた状態又は束ねた状態の重量 が10kg以内で長さが 3.5m以内の物）	直径15cm未満の物	束	100
			直径15cm以上25cm未満の物	束	300
		板状の物（幅が15cm以上で厚 みが5cm未満の物）	縦横2辺の和が200cm未満の物	枚	100
			縦横2辺の和が200cm以上300cm未 満の物	枚	300
			縦横2辺の和が300cm以上の物	枚	500
		立体形状の物	3辺の和が200cm未満の物	個	300
			3辺の和が200cm以上300cm未満の 物	個	500
			3辺の和が300cm以上400cm未満の 物	個	700
			3辺の和が400cm以上の物	個	1,000

備考

- 1 この表に掲げる品目・規格によりがたい粗大ごみの処理手数料の額は、その重量、形状、処理の困難性等が類似する品目・規格の処理手数料の額を考慮して市長が定める額とする。
- 2 この表において「重さが明確な物」とは、排出する物に重量が明記され、かつ、収集時に容易にその重量が確認できる物をいう。

別表第2の2（第9条、第10条関係）

基準	収納の方法		証紙付きの指定ごみ袋		処理手数料
			色	容量	
1 燃やせないごみ	証紙付きの指定ごみ袋（燃やせないごみ）（様式第33号）に1袋につき10kgまで収納する。		無色透明	45L	1袋につき100円
2 有害ごみ	水銀使用製品	45L以下の中身が目視で確認できる透明又は半透明の袋に、1袋につき10kgまで収納する。この場合において、蛍光管（破損したものを除く。）を除き、品目及び破損した品目ごとに中身が目視で確認できる透明又は半透明の袋に収納した後、収納する。			1袋につき100円
	水銀使用製品以外の有害ごみ	45L以下の中身が目視で確認できる透明又は半透明の袋に、1袋につき10kgまで収納する。			

備考 2の項において、水銀使用製品と水銀使用製品以外の有害ごみとを別々の袋に収納して同時に排出した場合で、その合計が10キログラムまでのときは、これらを1袋とみなす。

別表第3（第41条関係）

報告すべき者	報告すべき内容等	報告書の提出期限
一般廃棄物収集運搬業者（し尿及び浄化槽汚泥を除く一般廃棄物の収集運搬を業とする者に限る。）	1月ごとに一般廃棄物（ごみ）収集運搬業務実績報告書（様式第26号）で報告すること。	翌月10日
一般廃棄物処分業者（し尿及び浄化槽汚泥を除く一般廃棄物の処分を業とする者に限る。）	1月ごとに一般廃棄物（ごみ）処分業務実績報告書（様式第27号）で報告すること。	翌月10日
一般廃棄物収集運搬業者（し尿の収集運搬を業とする者に限る。）	1月ごとに一般廃棄物（し尿）収集運搬業務実績報告書（様式第28号）で報告すること。	翌月10日

5 奥山工場受入基準

平成21年9月2日 初版
令和4年4月1日 改訂8
令和5年12月8日 改訂9

1 根拠条例

- ・ 下関市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第30条第2項
- ・ 下関市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則第27条

2 受入基準

下表摘要欄に示した1日あたりの受入条件は、1排出者について受け入れることができる量を示したものである。

ごみピットへ直接投入できるもの	
生ごみ	一般廃棄物（事業系）の場合、貝（1日1トンまで）、解体した鳥獣等（1日45リットル袋4袋まで）
紙くず	書類、段ボール、書籍類
繊維類	衣類、布団、毛布、ネット（45リットル袋入り）、ロープ（長さ100cm以内）、布製バッグ等 ※金属等の異物を取り除くこと。
草	45リットル袋入り ※土を取り除くこと。
軟質プラスチック	ビニールシート（大きさ100cm×100cm以内）、ゴムホース（長さ100cm以内）、風呂用マット、肥料袋、合皮バッグ、合皮靴、長靴、救命胴衣等 ※1日200kgまで受入れる。
発泡スチロール	大きさ30cm×30cm×30cm 以内 ※1日200kgまで受入れる。
ビデオテープ、カセットテープ、CD、DVD、レコード等	※1日45リットル袋5袋まで受入れる。

破砕処理が必要なもの	
木製家具、建具、解体材、木くず、植木くず等	棒状の木材（長さ150cm×直径20cm以内） ※金属、ガラス等の異物を取り除くこと。 ※直径20cmを越える場合は、長さ20cmで輪切りにすること。 ※幹径20cm以上の大きな根は取り除くこと。
	板状の木材（長さ180cm×幅90cm以内） ※金属、ガラス等の異物を取り除くこと。
	パレット（大きさ100cm×100cm以内） ※金属等の異物を取り除くこと。
繊維類	畳、ござ、すだれ、よしず、じゅうたん、電気カーペット、電気毛布、ネット（大きさ100cm×100cm以内）等
草	※土を取り除くこと。
竹、笹	長さ50cm以内 ※根を取り除くこと。
発泡スチロール	大きさ30cm×30cm×30cmを超え60cm×60cm×60cm以内 ※1日200kgまで受入れる。
体育館マット、ベッドマット等	幅150cm×長さ200cm以内 ※スプリング無しのものに限る。
その他	ゴルフバッグ等 ※金属等の異物を取り除くこと。

処理除外物（奥山工場で処理できないもの）		
項 目	具 体 例	例 外
下関市外の場所から排出された廃棄物	・ 下関市以外で発生した廃棄物	
大企業・国・県から排出された産業廃棄物	・ 中小企業基本法第2条第1号若しくは第2号に規定する中小企業者ではない者が排出した産業廃棄物	
有害性のあるもの	・ 感染性廃棄物（注射器、注射針等） ・ ボタン電池、コイン電池（BR・CR以外） ・ 蛍光灯、水銀灯等 ・ アスベスト含有製品 ・ PCB及びPCB汚染物を含むもの	蛍光灯は、一般廃棄物（家庭系）であれば1日10本まで受入れる。
危険性のあるもの	・ 劇薬、農薬等 ・ 毒性を有するもの	
引火性、着火性のあるもの	・ 石油類、塗料、シンナー等 ・ 火薬類、マッチ、ライター等 ・ ガスボンベ類	石油類、塗料、シンナー等は、一般廃棄物（家庭系）であれば新聞紙等に染み込ませ1日45リットル袋1袋まで受入れる。
著しく悪臭を発するもの	・ 汚物、ふん尿等	
特別管理一般廃棄物 特別管理産業廃棄物	・ 感染性廃棄物 ・ 廃水銀等 ・ PCB及びPCB使用製品 ・ 廃石綿等	
市が行う一般廃棄物の処理を著しく困難にし、又は処理施設の機能に支障が生じるもの	・ 電動ベッド ・ 電子ピアノ ・ 電子オルガン ・ ピアノ ・ オルガン ・ シニアカー ・ 太陽熱温水器 ・ 温水器 ・ ソーラーパネル ・ フロンガス含有品 ・ 農機具類 ・ エアバッグ ・ グラスウール（断熱材） ・ 大量の粉体（のこくず、シュレッダーくず、小麦粉等） ・ 木造船 ・ ポータブル電源（附属ソーラーパネル含む）	のこくずは、水に湿らせ1日45リットル袋5袋まで受入れる。
社会通念上、「ごみ」として認識されていないもの	・ 仏壇、仏具、神具、墓石等	
不燃性のあるもの	・ 不燃性クロス、不燃性カーテン、不燃性じゅうたん等	
リサイクル制度等があるもの	・ テレビ（ブラウン管・液晶・プラズマ） ・ 電気冷蔵庫、電気冷凍庫 ・ 電気洗濯機、衣類乾燥機 ・ エアコン ・ パソコン ・ 自動車 ・ オートバイ、原動機付自転車 ・ FRP船 ・ 消火器 ・ 廃タイヤ ・ トナーカートリッジ	・ プリンタ、スキャナ、外付けハードディスク等周辺機器は受入れる。

廃油、廃酸、廃アルカリ	・潤滑油、グリス、食用油、ドライクリーニング溶剤等 ・塩酸、エッチング廃液等 ・金属せっけん廃液、廃ソーダ液等	廃油については、一般廃棄物（家庭系）であれば新聞紙等に染み込ませ 1 日 4 5 リットル袋 1 袋まで受入れる。
動植物性残渣	・動物性残渣（魚・獣の骨、皮、内臓、缶詰・瓶詰の不良品、卵殻、貝殻等） ・植物性残渣（酒かす、ビールかす、豆腐かす、大豆かす、野菜かす等）	産業廃棄物の場合、貝は 1 日 1 t まで、解体した鳥獣等は 1 日 4 5 リットル袋 4 袋まで受入れる。
動物系固形不要物	・と畜場及び食鳥処理場において家畜の解体等により生ずる骨等	
鋳さい	・スラグ、ノロ、鋳物廃砂、サンドブラスト廃砂等	
動物のふん尿	・牛、馬、豚、猪、鶏、犬、猫などのふん尿	一般廃棄物（家庭系）であれば固形状のものに限り 1 日 4 5 リットル袋 4 袋まで受入れる。
動物の死体	・牛、馬、豚、猪、鶏、犬、猫などの死体	一般廃棄物（家庭系）であれば 3 0 k g 程度の小型獣（鶏、犬、猫等） 1 日 1 匹まで受け入れる。
ばいじん	・集じん機捕集ダスト、焼却灰等	

3 注意事項

下関市一般廃棄物処理施設搬入要綱第 2 条第 1 号に規定する奥山工場搬入許可業者が、計量カードで搬入する場合は、「産業廃棄物を除く可燃ごみ」の搬入しか認めない。

解体した鳥獣等で公益性の高いものについては、協議の上、受入れ量以上の搬入を認めることがある。

搬入が認められていない廃棄物を搬入したり、施設職員の指示に従わない場合、搬入停止の措置を講じることがある。

4 受入基準の改定

本基準については、法改正、条例改正、受入廃棄物の変化等社会情勢に合わせて、必要の都度見直し改定する。

6 吉母管理場受入基準

平成 22 年 5 月 31 日 初版

平成 25 年 5 月 1 日 改訂 1

平成 29 年 1 月 20 日 改訂 2

令和 4 年 4 月 1 日 改訂 3

令和 5 年 12 月 8 日 改訂 4

1 根拠条例

「下関市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」第 30 条第 2 項に規定され、「下関市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則」第 27 条で定める受入基準について記載したものである。

2 受入基準

吉母管理場は、原則不燃物を処理する一般廃棄物処理施設であり、詳細な受入基準については以下表のとおりとする。

種 類		受入れる廃棄物の例示	個別基準
産業 廃 棄 物	燃え殻	廃棄物焼却灰、石炭殻、コークス灰、 炉清掃排出物、ボトムアッシュ、廃カーボン等	・成分が分かる証明書を添付すること（有害でないと認めるもの）。ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 14 条第 1 号、第 2 号及び第 3 号に該当する場合は、この限りでない。 ・熱灼減量 15% 以下のもの。 ・あらかじめ大気中に飛散しないように必要な措置を講じたもの。
	汚泥	泥状なもの	含水率 85% 以下に脱水したもの。
	廃プラスチック類	合成樹脂、合成繊維、合成ゴム、FRP、 合成樹脂建材（P タイル、塩ビパイプ、塩ビ波板）等	100cm を超えるものは 100cm 程度以下に破断してあること。
	ゴムくず	天然ゴム	100cm を超えるものは 100cm 程度以下に破断してあること。
	金属くず	鉄くず、スクラップ、ブリキ、トタンくず、 箔くず、鉛管くず、銅線くず、鉄粉、切削くず、溶接かす、アルミ建材等	30cm を超えるものは 30cm 程度以下に破断してあること。
	ガラスくず及び 陶磁器くず	ガラスくず、耐火レンガくず、セメント製品くず、陶器くず、磁器くず、シリカ、大理石等	30cm を超えるものは 30cm 程度以下に破砕してあること。（ビン類は、中空でないように破砕したものに限る）
	がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物（コンクリート破片、レンガ破片、ブロック破片、瓦破片等）	30cm を超えるものは 30cm 程度以下に破砕してあること。
		廃石こうボード等建材類	・石綿非含有のもの ※要証明 ・100cm を超えるものは 100cm 程度以下。 ・紙類が付着していないもの。

※産業廃棄物は、中小企業法第 2 条第 1 号または第 2 号の規定に該当する事業者が排出した産業廃棄物に限る（農業、漁業、製造業、建築・解体業等）

家庭系一般廃棄物	がれき類	がれき類等に類するもの	30cm を超えるものは 30cm 程度以下に破碎してあること。
		廃石こうボード	・ 石綿非含有のもの ※要証明 ・ 石綿非含有を証明できないものは、厚手の透明ビニール袋に二重包装し、入れ口を折り込み中身が動かないようにテープで 1 周巻き込みふさぐこと。 ・ 30cm を超えるものは 30cm 程度以下。 ・ 紙類が付着していないもの。
	金属くず	廃家電製品等	リサイクル制度のあるものは除く。
	廃プラスチック類	硬質のもの	100cm を超えるものは 100cm 程度以下に切断してあること。
	スプリングマットレス等	スプリングマットレス、スプリングの入ったソファ等	
	上記以外の不燃物	上記以外の不燃物については、処理除外物以外、基本受入れる。	

3 処理除外物（吉母管理場で受入できないもの）※上位基準

基 準	受入できない例示	例外規定
下関市以外の場所から排出された廃棄物	・ 下関市以外で発生した廃棄物	
大企業・国・県から排出された産業廃棄物	・ 中小企業法第 2 条第 1 号または第 2 号の規定に該当しない事業者が排出した産業廃棄物。 ・ 国及び県から排出された廃棄物については、大企業から排出されたものと同等扱いとする。	
有害性のあるもの	・ 感染性廃棄物（注射器、注射針等）、ボタン電池、コイン電池、蛍光灯等、石綿（アスベスト）含有物 ・ PCB 及び PCB 汚染物を含むもの	家庭系一般廃棄物のうち、1 日 10 本までの蛍光灯及び 1 日 5kg までの電池（乾電池、小型充電式電池、コイン電池（BR・CR のみ））
危険性のあるもの	・ 劇薬、農薬等 ・ 毒性を有するもの	
引火性、着火性のあるもの	・ 石油類、塗料、シンナー等 ・ 火薬類、マッチ ・ ガスボンベ類	家庭系一般廃棄物のうち、1 日 1kg までのライター。（オイルまたはガスを抜いたものに限る）
著しく悪臭を発するもの	・ 汚物類 ・ ふん尿等	
特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物	・ PCB 及び PCB 使用製品 ・ ばいじん ・ 感染性廃棄物等	
社会通念上、廃棄物として処理することに支障（心理的不安）が生じるもの	・ 仏壇、仏具、神具、墓石等	
リサイクル制度等のあるもの	・ 特定家庭用機器 エアコン、テレビ（ブラウン管・液晶・プラズマ）、電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気洗濯機、衣類乾燥機等 ・ 自動車 ・ オートバイ ・ 原動機付自転車 ・ 廃タイヤ ・ FRP 船 ・ 消火器 ・ パソコン（モニターを含む） ・ トナーカートリッジ	・ 分解、解体されたパソコン ・ タイヤの付いていないホイールのみ可 ・ 自転車、一輪車等に付属しているタイヤ

廃油、廃酸、廃アルカリ等液体のもの		
動植物性残渣、鉋さい、動物のふん尿・死体、ばいじん		
市が行う処理を著しく困難にし、又は処理施設の機能に支障が生じるもの、支障が生じる恐れのあるもの	・電動ベッド ・シニアカー ・電子ピアノ ・電子オルガン ・ピアノ ・オルガン ・太陽熱温水器 ・温水器 ・ソーラーパネル ・フロンガス含有品 ・農機具類 ・エアバッグ ・グラスウール（断熱材等） ・ポータブル電源（附属ソーラーパネル含む）	・電子鍵盤楽器については家電製品として取り扱えるキーボードタイプ（厚さ 10cm 程度まで）のものは受け入れる。
土・石等	・土砂 ・河川土砂 ・掘削土砂 ・自然石	・マンション・アパートでプランターに使用していた土砂（事業系は除く）は 45 ㎏ 袋に入った状態で、10kg 以下のもの 15 袋まで。 ・家庭用漬物石（事業系は除く）で、おおむね 30cm 以下のもの。

4 注意事項

搬入が認められていない廃棄物を搬入したり、施設職員の指示に従わない場合、搬入停止の措置を講じることがあること。

5 受入基準の変更について

この基準については、法改正、条例改正、受入廃棄物の変化等社会情勢に合わせ、その都度、見直しを行い改訂するものとする。

7 クリーンセンター響受入基準

平成 22 年 5 月 1 日 初版
平成 26 年 7 月 1 日 改訂 4 版
令和 4 年 4 月 1 日 改訂 5 版
令和 5 年 12 月 8 日 改訂 6 版

1 根拠条例

「下関市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」第 30 条第 2 項に規定され、「下関市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則」第 27 条で定める受入基準について記載したものである。

2 受入基準

当該施設は、一般廃棄物処理施設であり詳細な受入基準については以下表のとおりとする。

排出者は、可燃ごみ、不燃ごみ、プラスチック製容器包装、空カン・空ビン、ペットボトル、古紙、不燃物等種類ごとに分別した状態で搬入し、搬入車両からの荷下ろしは、原則、搬入者が行うこととする。

(1) 可燃ごみ

<ごみピットに投入するもの>

紙くず	書類、段ボール、書類等
繊維類	衣類、ネット（45リットル袋入りのもの）、ロープ（長さ100cm以内）、布製バッグ等 ※金属等の異物を取り除くこと。
軟質プラスチック	ビニールシート（大きさ100cm×100cm以内）、ゴムホース（長さ100cm以内）、風呂用マット、肥料袋、合皮バッグ、合皮靴、長靴、救命胴衣等 ※1日200kgまで受入れる。
草	45リットル袋入り ※土を取り除くこと。
発泡スチロール	30cm×30cm×30cm以内 ※1日200kgまで受入れる。
ビデオテープ、カセットテープ、CD、DVD、レコード等	1日45リットル袋5袋まで受入れる。

<処理場に搬入するもの>

木製家具、建具、解体材、木くず、植木くず等	棒状：長さ150cm×直径20cm以内 直径20cmを越える場合は、長さ20cmで輪切りにすること。 板状：長さ180cm×幅90cm以内 ※幹径20cm以上の大きな根は除く ※金属、ガラス等の異物を可能な限り取り除くこと。
草	※土を取り除くこと。
繊維類	畳、ござ、すだれ、よしず、じゅうたん、電気カーペット、電気毛布
竹、笹	長さ50cm ※根を取り除くこと。
発泡スチロール	大きさ30cm×30cm×30cmを超え60cm×60cm×60cm以内 ※1日200kgまで受入れる。
体育館マット、ベッドマット等	幅150cm×長さ200cm以内
その他	ゴルフバッグ等 ※金属等の異物を取り除くこと。

(2) 不燃ごみ

種 類		受入れる廃棄物の例示	個別基準
家庭系一般廃棄物	がれき類	がれき類等に類するもの	30cmを超えるものは30cm程度以下に破碎してあること。
		廃石こうボード	・ 石綿非含有のもの ※要証明 ・ 石綿非含有を証明できないものは、厚手の透明ビニール袋に二重包装し、入入口を折り込み中身が動かないようにテープで1周巻き込みふさぐこと。 ・ 30cmを超えるものは30cm程度以下。 ・ 紙類が付着していないもの。
	金属くず	廃家電製品等	リサイクル制度のあるものは除く。
	廃プラスチック類	硬質のもの	100cmを超えるものは100cm程度以下に破断してあること。
	上記以外の不燃物	上記以外の不燃物については、処理除外物以外は基本受け入れる。	

3 処理除外物（クリーンセンター響で受入できないもの）

基 準	受入できない例示	例外規定
下関市以外の場所から排出された廃棄物	・ 下関市以外で発生した廃棄物	
産業廃棄物		
有害性のあるもの	・ 感染性廃棄物（注射器、注射針等）、ボタン電池、コイン電池、蛍光灯等 ・ PCB及びPCB汚染物を含むもの ・ 石綿（アスベスト）含有物	家庭系一般廃棄物のうち、1日10本までの蛍光灯及び1日5kgまでの電池（乾電池、小型充電式電池、コイン電池（BR・CRのみ））
危険性のあるもの	・ 劇薬、農薬等 ・ 毒性及び有するもの	
引火性、着火性のあるもの	・ 石油類、塗料、シンナー等 ・ 火薬類、マッチ ・ ガスボンベ類	石油類、塗料、シンナー等は、一般廃棄物（家庭系）であれば新聞紙等に染み込ませ1日45リットル袋1袋まで受入れる。 ライターについては、1日1kg程度まで受入れる（オイルまたはガスを抜いたものに限る）。
著しく悪臭を発するもの	・ 汚物類 ・ ふん尿等	
特別管理一般廃棄物	・ PCB及びPCB使用製品 ・ ばいじん ・ 感染性廃棄物等	
社会通念上、廃棄物として処理することに支障（心理的不安）が生じるもの	・ 仏壇、仏具、神具、墓石等	
リサイクル制度等のあるもの	・ 特定家庭用機器 エアコン、テレビ（ブラウン管・液晶・プラズマ）、電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気洗濯機、衣類乾燥機等 ・ 自動車 ・ オートバイ ・ 原動機付自転車 ・ 廃タイヤ ・ FRP船 ・ 消火器 ・ パソコン（モニターを含む） ・ トナーカートリッジ	・ 分解、解体されたパソコン ・ タイヤの付いていないホイールのみ可 ・ 自転車、一輪車等に付属しているタイヤ

廃油、廃酸、廃アルカリ等液体のもの		廃油は一般廃棄物（家庭系）であれば新聞紙等に染み込ませ1日45リットル袋1袋まで受入れる。
動植物性残渣、鉋さい、動物のふん尿・死体、ばいじん		動物のふん尿は一般廃棄物（家庭系）であれば固形状のものに限り1日45リットル袋4袋まで受入れる。 動物の死体は一般廃棄物（家庭系）であれば30kg程度の小型獣（鶏、犬、猫等）1日1匹まで受入れる。
市が行う一般廃棄物の処理を著しく困難にし、又は処理施設の機能に支障が生じるもの、支障が生じる恐れのあるもの	・電動ベッド ・シニアカー ・電子ピアノ ・電子オルガン ・ピアノ ・オルガン ・太陽熱温水器 ・温水器 ・ソーラーパネル ・フロンガス含有品 ・農機具類 ・エアバッグ ・グラスウール（断熱材等） ・大量の粉体（小麦粉、こんにゃく、シュレッダーくず等） ・ポータブル電源（附属ソーラーパネル含む）	・電子鍵盤楽器については家電製品として取り扱えるキーボードタイプ（厚さ10cm程度まで）のものは受け入れる。
土・石等	・土砂 ・河川土砂 ・掘削土砂 ・自然石	・マンション・アパートでプランターに使用していた土砂（事業系は除く）は45リットル袋に入った状態で、10kg以下のもの15袋まで。 ・家庭用漬物石（事業系は除く）で、おおむね30cm以下のもの。

4 注意事項

搬入が認められていない廃棄物を搬入したり、施設職員の指示に従わない場合、搬入停止の措置を講じることがあること。

5 受入基準の変更について

この基準につきましては、法改正、条例改正、受入廃棄物の変化等社会情勢に合わせ、その都度、見直しを行い改訂するものとする。

8 下関市一般廃棄物の処理手数料に係る証紙に関する条例

平成 23 年 3 月 30 日

条例第 12 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 231 条の 2 第 1 項の規定により、本市における一般廃棄物の処理手数料に係る証紙による収入の方法等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(徴収する歳入)

第 2 条 下関市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例(平成 17 年条例第 198 号)別表に定める市又は市の委託を受けた者が収集・運搬する家庭系一般廃棄物で、ごみステーションで収集するもの(以下「ごみステーション収集処理廃棄物」という。)及び戸別に収集するもの(動物の死体を除く。以下「戸別収集処理廃棄物」という。)に係る処理手数料については、証紙による収入の方法により徴収するものとする。

(証紙の種類及び形式)

第 3 条 ごみステーション収集処理廃棄物の処理手数料に係る証紙の種類は、6 円、7 円、12 円、18 円、20 円及び 30 円とする。

2 戸別収集処理廃棄物の処理手数料に係る証紙の種類は、100 円、300 円及び 500 円とする。

3 前 2 項の証紙(以下「証紙」という。)の形式は、規則で定める。

(領収書の不発行)

第 4 条 証紙により第 2 条の処理手数料を徴収したときは、領収書を発行しない。

(証紙の売りさばき)

第 5 条 証紙の売りさばきは、市及び売りさばき人が行うものとする。

2 市及び売りさばき人は、証紙に記載されている価格で、証紙を売りさばかなければならない。

(売りさばき人の指定等)

第 6 条 前条の売りさばき人は、規則で定めるところにより市長が指定する。

2 市長は、前項の規定による指定を行い、若しくは取り消し、又はその内容を変更したときは、直ちにこれを告示しなければならない。

(証紙の買受け)

第 7 条 売りさばき人は、規則で定めるところにより証紙を市から買い受けるものとする。

(証紙の無効)

第 8 条 消印された証紙又は著しく汚損し、若しくは破損した証紙は、無効とする。

(証紙の返還等)

第 9 条 証紙の所有者は、証紙を返還して現金の還付を受け、又は他の証紙と交換することができない。ただし、規則で定める場合に該当するときは、この限りでない。

(委任)

第 10 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 23 年 9 月 1 日から施行する。ただし、第 6 条の規定については、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(準備行為)

2 第 7 条の規定による買受け及びこれに伴う売りさばき代金の徴収並びにこれらを行うため必要な手続は、この条例の施行前においても行うことができる。

9 下関市一般廃棄物の処理手数料に係る証紙に関する条例施行規則

平成 23 年 3 月 31 日

規則第 29 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、下関市一般廃棄物の処理手数料に係る証紙に関する条例(平成 23 年条例第 12 号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(証紙の形式)

第 2 条 条例第 3 条第 1 項の証紙(以下「ごみステーション収集処理証紙」という。)の形式は、別表第 1 のとおりとする。

2 条例第 3 条第 2 項の証紙(以下「戸別収集処理証紙」という。)の形式は、別表第 2 及び別表第 3 のとおりとする。

3 市長は、あらかじめ前 2 項の証紙(以下「証紙」という。)を次に掲げる証紙の区分に応じ、当該各号に定めるものに刷り込むものとする。

(1) ごみステーション収集処理証紙 下関市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則(平成 17 年規則第 164 号。

以下「廃棄物規則」という。)様式第 29 号から様式第 32 号に規定する指定ごみ袋

(2) 戸別収集処理証紙のうち別表第 2 に定めるもの 廃棄物規則様式第 1 号の 2 に規定する粗大ごみ等処理

(3) 戸別収集処理証紙のうち別表第 3 に定めるもの 廃棄物規則様式第 33 号に規定する指定ごみ袋券

(売りさばき人の指定要件)

第 3 条 条例第 6 条第 1 項に規定する売りさばき人の指定を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 下関市内において店舗又はこれに類似する施設により、日常の生活に要する物品の販売を業としていること。

(2) 販売所において不特定多数の物に証紙を販売することができること。

(3) 経営の安定性が認められること。

(4) 証紙を確実に保管することができること。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、地縁団体で市民の利便性の向上を図る上で特に必要と認めるものを、売りさばき人として指定することができる。

(売りさばき人の指定の申請)

第 4 条 売りさばき人の指定を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、ごみステーション収集処理証紙・戸別収集処理証紙売りさばき人指定申請書(様式第 1 号)により市長に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請は、次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

(1) 当該申請者の住所又は所在地が存する市町村が発行する市町村民税又は法人市町村民税に関する滞納がないことを示す証明書。ただし、当該申請者の住所又は所在地が下関市に存する場合においては、市税の滞納がないことを示す証明書とする。

(2) 販売所の写真又は図面

(3) その他市長が必要と認めるもの

3 前項の規定にかかわらず、申請者が地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 に規定する地縁による団体として認可されている者(以下「地縁団体」という。)であるときは、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 地縁団体であることを証する書類

(2) 販売所の写真又は図面

(3) 当該地縁団体の規約の写し

(4) その他市長が必要と認めるもの

(売りさばき人の指定等)

第 5 条 市長は、売りさばき人を指定したときは、ごみステーション収集処理証紙・戸別収集処理証紙売りさばき人指定通知書(様式第 2 号)により、当該売りさばき人にその旨を通知するものとする。

2 市長は、売りさばき人の指定をした者に対し、売りさばきを認めた販売所(以下「販売所」という。)ごとに、販売所であることを示す標札(様式第 3 号。以下「標札」という。)を交付するものとする。

3 標札の交付を受けた売りさばき人は、それぞれの販売所の見やすい位置に当該標札を掲示しなければならない。(市町村民税を滞納していない証明書の提出)

第 6 条 売りさばき人は、第 4 条第 2 項第 1 号の証明書を、毎年度市長が指定する期日までに提出しなければならない。

(売りさばき人に係る変更)

第7条 売りさばき人は、次に掲げる事項が生じるときは、あらかじめごみステーション収集処理証紙・戸別収集処理証紙売りさばき人変更(申請・届出)書(様式第4号)により市長に申請し、承認を受けなければならない。

- (1) 取り扱う証紙の種類(以下「取扱証紙」という。)の追加
- (2) 販売所の追加
- (3) 販売所の業種又は証紙の保管方法の変更

2 市長は、前項第1号に規定する事項に係る申請を承認したときは、ごみステーション収集処理証紙・戸別収集処理証紙売りさばき人指定通知書により当該売りさばき人に通知するものとする。

3 売りさばき人は、第4条第1項の規定により申請した事項について次に掲げる変更又は廃止が生じたときは、ごみステーション収集処理証紙・戸別収集処理証紙売りさばき人変更(申請・届出)書により市長に届け出なければならない。ただし、第1号に規定する事項に係る届出を行うときは、当該事項が生じたことが分かる書類を添付するものとする。

- (1) 売りさばき人の住所又は氏名(法人にあっては主たる事務所の所在地、名称又は代表者の氏名)の変更
- (2) 販売所の所在地、名称又は連絡先の変更
- (3) 取扱証紙又は販売所の廃止

4 市長は、第2項の規定による申請の承認又は前項の規定による届出により、標札の内容に変更が生じたとき、又は新たに標札が必要となるときは、当該標札を交付するものとする。

(売りさばき業務の廃止)

第8条 売りさばき人は、証紙の売りさばき業務を廃止しようとするときは、あらかじめごみステーション収集処理証紙・戸別収集処理証紙売りさばき業務廃止届出書(様式第5号)により、市長に届け出なければならない。

(指定の取消)

第9条 市長は、売りさばき人が次の各号のいずれかに該当する場合は、その指定を取り消すことができる。

- (1) 条例又はこの規則に違反したとき。
- (2) 第3条第1項各号のいずれかに該当しなくなったとき(売りさばき人が地縁団体であるときを除く。)

2 市長は、前項の規定により売りさばき人の指定を取り消したときは、ごみステーション収集処理証紙・戸別収集処理証紙売りさばき人指定取消通知書(様式第6号)により、その旨を当該者に通知するものとする。

(証紙の買受け及び証紙取扱手数料)

第10条 売りさばき人は、ごみステーション収集処理証紙を買い受けようとするときはごみステーション収集処理証紙買受申込書(様式第7号)により、戸別収集処理証紙を買い受けようとするときは戸別収集処理証紙買受申込書(様式第8号)により、市長に申し込まなければならない。

2 証紙取扱手数料は、売りさばき人が買い受けた証紙の売りさばき代金の100分の10に相当する金額に当該金額に係る消費税及び地方消費税相当額(当該数に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。第13条第3項において同じ。)を加えて得た金額とする。

3 市長は、証紙取扱手数料を証紙の売りさばき代金の額から当該証紙に係る証紙取扱手数料の額を差し引くことにより、当該売りさばき人に支払うものとする。

4 売りさばき人が条例又はこの規則に違反した場合は、市長は、証紙取扱手数料の額を減額することができる。

(請求)

第11条 市長は、1月間に売りさばき人が買い受けた証紙について、証紙の種類ごとに集計し、証紙取扱手数料の額を差し引いた後の売りさばき代金の額を当該売りさばき人に対し請求するものとする。

2 売りさばき人は、前項の請求を受けたときは、市長が指定する日までに請求のあった金額を支払わなければならない。

3 市長は、売りさばき人が前項に規定する支払をしないことがあったときは、それ以後、当該売りさばき人に対し証紙を売り払わないことができる。

(売りさばきの禁止)

第12条 売りさばき人は、次に掲げる場合は、証紙を売りさばいてはならない。

- (1) 証紙又は証紙をあらかじめ刷り込んだ指定ごみ袋及び粗大ごみ等処理券並びにその包装(以下「証紙等」という。)が汚損し、又は破損していることを確認した場合
- (2) 転売を目的とする購入であることが明らかな場合

(証紙の返還による現金の還付)

第13条 条例第9条ただし書の規定により、売りさばき人が証紙を返還して現金の還付を受けることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 証紙の種類若しくは形式が変更され、又は廃止された場合
- (2) 証紙を買い受けた売りさばき人の指定が取り消され、又は取扱証紙を廃止した場合

(3) その他市長がやむを得ないと認める場合

- 2 売りさばき人は、前項各号のいずれかの場合に該当し、証紙を返還して現金の還付を受けようとするときは、ごみステーション収集処理証紙・戸別収集処理証紙還付請求書(様式第9号)に当該証紙を添付して、市長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定による請求があったときは、市長は、当該申請に係る証紙の代金の合計額から、当該金額の100分の10に相当する金額に当該金額に係る消費税及び地方消費税相当額を加えて得た金額を差し引いて得た金額を還付するものとする。ただし、市長は、当該売りさばき人に第11条第1項の規定により請求した売りさばき代金について未納があるときは、当該還付を行わないことができる。

(証紙の交換)

第14条 条例第9条ただし書の規定により、証紙を他の証紙と交換することができる場合及び交換を申し出ることができる者は、次に掲げる場合につき、当該各号に定める者とする。

- (1) 震災、風水害、所有者の責めによらない火災その他の災害により証紙が汚損又は破損した場合 売りさばき人
- (2) 作成過程における不良品と認められる証紙等で、まだ使用されていない場合 所有者
- 2 売りさばき人は、前項第1号の規定により証紙の交換を受けようとするときは、ごみステーション収集処理証紙・戸別収集処理証紙交換申請書(様式第10号)に当該証紙を添付して、市長に申請しなければならない。
- 3 第1項第2号の規定により証紙等の交換を受けようとする者は、当該証紙等を市長に提出することにより申請しなければならない。
- 4 前2項の規定による申請があった場合は、市長は、その申請の内容を審査し、適当と認めるときは、同一種類の証紙等と交換するものとする。

(証紙の消印)

第15条 証紙は、市が指定ごみ袋又は下関市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則第10条に規定する排出方法により排出された粗大ごみ若しくは有害ごみを処理したときをもって消印がなされたものとみなす。

(指導及び検査)

第16条 市長は、必要があると認めたときは、売りさばき人の証紙の出納、保管及び売りさばき事務について、指導及び検査を行うことができる。

(その他)

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成23年9月1日から施行する。ただし、第3条から第9条までの規定は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月18日規則第39号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和3年3月31日規則第52号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、なお使用することができる。

別表第1（第2条関係）

ごみステーション収集処理証紙の形式等

大きさ	縦4 cm、横4 cm
地色	指定ごみ袋の印刷と同色
文字の色	黒色
市章の色	黒色
形式	

別表第3（第2条関係）

戸別収集処理証紙（刷り込み用）の形式等

大きさ	縦4 cm、横4 cm
地色	指定ごみ袋の印刷と同色
文字の色	だいたい色
市章の色	だいたい色
形式	

別表第2（第2条関係）

戸別収集処理証紙（貼付用）の形式等

大きさ	縦4.5 cm、横8 cm
地色	粗大ごみ等処理券の印刷と同色
文字の色	黒色
市章の色	水色
形式	

以下、様式省略

10 下関市一般廃棄物処理施設設置条例

平成 17 年 2 月 13 日
条例第 200 号

(設置)

第 1 条 下関市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例(平成 17 年条例第 198 号)の規定により処理することとされる廃棄物を適正に処理するため、一般廃棄物処理施設(以下「処理施設」という。)を設置する。

(名称、位置等)

第 2 条 処理施設の名称及び位置並びに各施設において処理する廃棄物の種類は、別表のとおりとする。

(委任)

第 3 条 処理施設の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 29 日条例第 11 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年 6 月 21 日条例第 15 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和 2 年 6 月 25 日条例第 39 号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表(第 2 条関係)

名称	位置	廃棄物の種類
奥山工場	下関市大字井田字桑木 10378 番地	ごみ
吉母管理場	下関市大字吉母字舟頭 10332 番地 1	ごみ
クリーンセンター響	下関市豊浦町大字宇賀 13528 番地 12	ごみ
彦島工場	下関市彦島福浦町一丁目 28 番 31 号	し尿及び浄化槽汚泥

11 下関市一般廃棄物処理施設設置条例施行規則

平成 17 年 2 月 13 日
規則第 167 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、下関市一般廃棄物処理施設設置条例(平成 17 年条例第 200 号)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(搬入日及び搬入受付時間)

第 2 条 廃棄物の搬入日及び搬入受付時間は、別表のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときはこれを変更することができる。

(搬入の手続)

第 3 条 廃棄物を搬入しようとする者は、廃棄物の内容、搬入量等を係員に申し出、その指示に従って搬入しなければならない。

(搬入の規制)

第 4 条 市長は、施設の管理上又は市民の生活環境保全上悪影響があると認められる物質については、施設に搬入されないよう努めなければならない。

(手数料)

第 5 条 廃棄物を搬入しようとする者は、下関市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例(平成 17 年条例第 198 号)第 38 条の規定による手数料を納付しなければならない。

(損害賠償)

第 6 条 施設に搬入した物質又は敷地内における行為により、施設又は設備等に損害を及ぼした者は、市長の定める損害額を賠償しなければならない。

(その他)

第 7 条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 16 日規則第 26 号)抄
(施行期日)

- 1 この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 9 月 3 日規則第 102 号)

この規則は、平成 21 年 12 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 4 月 1 日規則第 45 号)

この規則は、平成 23 年 5 月 1 日から施行する。

別表(第 2 条関係)

名称	搬入日	搬入受付時間
奥山工場	12 月 31 日から翌年の 1 月 3 日までの日を除く次に掲げる日 (1) 月曜日から金曜日までの日 (2) 土曜日	午前 8 時 15 分から午後 4 時まで 午前 8 時 15 分から午後 3 時まで
吉母管理場	月曜日から金曜日までの日(12 月 31 日から翌年の 1 月 3 日までの日を除く。)	午前 8 時 15 分から午後 4 時まで
クリーンセンター響	12 月 31 日から翌年の 1 月 3 日までの日を除く次に掲げる日 (1) 月曜日から金曜日までの日 (2) 土曜日	午前 8 時 15 分から午後 4 時まで 午前 8 時 15 分から午前 11 時 30 分まで
彦島工場	月曜日から土曜日までの日(12 月 30 日から翌年の 1 月 3 日までの日を除く。)	午前 8 時 15 分から午後 4 時 30 分まで

備考 土曜日の搬入については、市長が特に必要があると認める者に限り、行うことができる。

12 下関市一般廃棄物処理施設搬入要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、下関市の奥山工場、吉母管理場、クリーンセンター響及び彦島工場に搬入される廃棄物を衛生的かつ適正に処理するため、必要な事項を定めることを目的とする。

(定 義)

第2条 この要綱において、下関市一般廃棄物処理施設設置条例施行規則（平成17年規則第167号）の備考中「市長が特に必要があると認める者」の定義は、次に定めるところによる。

- (1) 奥山工場 搬入許可業者…一般廃棄物搬入承認証で搬入する業者で、かつ計量カードでの搬入を認められた業者(下関地区)をいう。
- (2) クリーンセンター響 搬入許可業者…一般廃棄物収集運搬許可業者(豊浦地区・豊北地区)をいう。

(廃棄物の受入基準)

第3条 下関市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則（平成17年規則第164号）第27条に関する詳細な基準は、別に定めた受入基準による。

(搬入廃棄物の検査)

第4条 市長は、廃棄物が一般廃棄物処理施設に搬入される際、当該廃棄物の内容について目視検査又は展開検査をすることができる。この場合において、検査で発見された搬入が認められている廃棄物以外の廃棄物は、搬入した者に持ち帰らせることができる。なお、持ち帰らせた廃棄物は、搬入しようとした者が適正に処分しなければならない。

2 前項の展開検査の結果によっては、指導票により違反事項を指導し、早急に改善を講じるよう促すため、改善計画書の提出を求めることができる。

(搬入拒否等)

第5条 市長は、一般廃棄物処理施設に廃棄物を搬入し、又は搬入しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、一般廃棄物処理施設への廃棄物の搬入を拒否し、若しくは一般廃棄物処理施設及び敷地内から退場を命じ、又は一定の期間を定めて一般廃棄物処理施設への廃棄物の搬入の停止を命ずることができる。

- (1) 搬入が認められている廃棄物以外の廃棄物を一般廃棄物処理施設に搬入し、又は搬入しようとしたとき。
- (2) 一般廃棄物処理施設の機能に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為をしたとき。
- (3) 一般廃棄物処理施設の管理運営上必要な指示に従わないとき。
- (4) 指導票により違反事項を指導し、改善計画書の提出を求めても改善計画書の提出が無いとき。
- (5) 下関市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成17年条例第198号）第38条に定める一般廃棄物処理手数料を2箇月以上滞納したとき。
- (6) その他市長の指示に従わなかったとき。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成21年度については、この要綱の規定にかかわらず、クリーンセンター響に直接搬入される大型ごみに限り、一般搬入者の土曜日の搬入を許可する。

H21.10.5改訂.1

13 下関市環境美化条例

平成 17 年 2 月 13 日

条例第 197 号

(目的)

第 1 条 この条例は、ポイ捨て、落書き及び路上喫煙の防止について必要な事項を定めることにより、地域の環境美化の促進及び安全で快適な都市空間の形成を図り、もって市民の生活環境の向上に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) たばこ たばこ事業法（昭和 59 年法律第 68 号）第 2 条第 3 号に掲げる製造たばこであって、同号に規定する喫煙用に供されるもの及び同法第 38 条第 2 項に規定する製造たばこ代用品をいう。
- (2) 飲食物容器 飲食物を収納し、又は収納していた缶、瓶その他の容器をいう。
- (3) 吸い殻等 たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くずその他これらに類する飲食物容器以外の物をいう。
- (4) 公共の場所 道路、公園、広場、河川、港湾その他の公共の用に供する場所をいう。
- (5) ポイ捨て 公共の場所又は他人が所有し、占有し、若しくは管理する場所（以下「他人の所有地等」という。）において、ごみ箱、ごみ捨て場その他の所定の容器又は場所（以下「ごみ箱等」という。）以外の容器又は場所に自ら投棄した飲食物容器若しくは吸い殻等又は自ら飼育し、若しくは管理する犬（以下「飼い犬」という。）の排せつしたふんを放置することをいう。
- (6) 落書き 道路、公園、学校その他の公共の用に供する施設に、当該施設の所有者又は管理者の意に反して文字、図形等で、地域的美観を損ねるものを描くことをいう。
- (7) 喫煙 たばこを吸うこと及びたばこを燃焼させ、又は加熱することにより煙（蒸気を含む。）を発生させることをいう。
- (8) 路上喫煙 屋外の公共の場所で喫煙をすることをいう。
- (9) 市民等 下関市の区域内（以下「市内」という。）に居住する者若しくは滞在する者又は市内を通過中の者をいう。
- (10) 事業者 市内で事業活動を行う全ての者をいう。

(禁止行為)

第 3 条 何人も、市内でポイ捨てを行ってはならない。

2 何人も、市内で落書きを行ってはならない。

(市の責務)

第 4 条 市は、この条例の目的を達成するため、市民等及び事業者が行う環境美化活動への支援、環境美化に関する意識の啓発等環境美化の促進並びに路上喫煙による被害からの市民等の身体及び財産の保護等安全で快適な都市空間の形成に関し必要な施策の推進に努めなければならない。

(市民等の責務)

第 5 条 市民等は、次に掲げる事項を行うよう努めなければならない。

- (1) ポイ捨て及び落書きをされにくい環境を作るため、自宅及びその周辺において清掃活動その他の環境美化活動を行うこと。
 - (2) 公共の場所又は他人の所有地等で自ら生じさせた飲食物容器及び吸い殻等を持ち帰り、又は適切な収納容器、吸い殻入れ等に収納すること。
 - (3) 自動車を使用する場合は、車内に飲食物容器及び吸い殻等を収納するための容器等を備えること。
 - (4) 屋外の公共の場所において喫煙をする場合は、設置されている吸い殻入れ又は携帯用吸い殻入れを使用すること。
 - (5) 屋外の公共の場所において、歩き、走り、又は自転車で行くときは、喫煙をしないこと。
 - (6) 飼い犬を散歩させる場合は、ふんを持ち帰るための用具を携帯すること。
- 2 市民等は、この条例の目的を達成するため、市が実施する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第 6 条 事業者は、ポイ捨て、落書き及び路上喫煙の防止について、従業員に対する意識の啓発を図るとともに、ポイ捨て及び落書きをされにくい環境を作るため、事業所その他の事業活動を行う場所及びその周辺地域において、清掃活動その他の環境美化活動に努めなければならない。

- 2 飲食物、たばこその他のごみの散乱の原因となるおそれのある物の製造、加工、販売等を行う事業者は、飲食物容器及び吸い殻等の散乱を防止するため、市民等に対する意識の啓発その他必要な措置を講じるよう努めなければならない。
- 3 飲食物の自動販売機（規則で定める自動販売機を除く。）を設置し、又は管理する事業者は、飲食物容器を回収するための容器（以下「回収容器」という。）を設置し、これを適正に管理しなければならない。
- 4 事業者は、この条例の目的を達成するため、市が実施する施策に協力しなければならない。

（路上喫煙等禁止地区）

第7条 市長は、ポイ捨て及び落書きの防止についての施策を重点的に実施し、並びに路上喫煙による被害から市民等の身体及び財産を保護する必要があると認める地域を、路上喫煙等禁止地区として指定することができる。

- 2 何人も、路上喫煙等禁止地区内において路上喫煙をしてはならない。ただし、市長が指定する喫煙場所において喫煙をする場合は、この限りでない。
- 3 市長は、路上喫煙等禁止地区を指定しようとするときは、あらかじめ、当該地区に関係すると認められる団体等及び行政機関の意見を聴くものとする。
- 4 市長は、第1項の規定による指定をしたときは、これを告示しなければならない。
- 5 市長は、必要があると認めるときは、路上喫煙等禁止地区を変更し、又はその指定を解除することができる。この場合においては、前2項の規定を準用する。

（関係者への要請）

第8条 市長は、ポイ捨て又は落書きがなされていることにより市民の快適な生活環境が阻害されていると認めるときは、当該ポイ捨て又は落書きが行われた土地又は建物の管理者に対し、飲食物容器、吸い殻等及び飼い犬のふんの処理、落書きの消去その他必要な措置を講じるよう要請することができる。

（勧告）

第9条 市長は、第6条第3項の規定に違反している者に対し、回収容器を設置し、又はこれを適正に管理するよう勧告することができる。

（命令）

第10条 市長は、第3条第2項の規定に違反した者に対し、その者が行った落書きを消去すべきことを命ずることができる。

- 2 市長は、前項の規定による権限を、その職員に委任することができる。この場合において、当該委任を受けた者（以下「受任者」という。）の職名及び氏名、委任した旨その他必要な事項を告示しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による委任をしたときは、これを証する書面（以下「証明書」という。）を作成し、受任者に交付しなければならない。
- 4 受任者は、第1項の規定による権限を行使しようとするときは、証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 5 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由なくその勧告に従わないときは、期限を定めてその勧告に従うべきことを命ずることができる。

（公表）

第11条 市長は、前条第5項の規定による命令を受けた者がその命令に従わないときは、その旨を公表することができる。

（罰則）

第12条 第10条第1項の規定による命令に違反し、落書きを消去しなかった者は、2万円以下の罰金に処する。

第13条 次の各号の一に該当する者は、2万円以下の過料に処する。

- (1) 第3条第1項の規定に違反した者
- (2) 第7条第2項の規定に違反した者

（委任）

第14条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に、下関市環境美化条例（平成10年下関市条例第12号）、菊川町環境美化条例（平成10年菊川町条例第1号）、豊田町環境美化条例（平成10年豊田町条例第8号）、豊浦町環境美化条例（平成10年豊浦町条例第21号）又は豊北町環境美化条例（平成10年豊北町条例第5号）（以下こ

れらを「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

- 3 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

附 則（平成 20 年 3 月 28 日条例第 16 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 10 条の改正規定、第 11 条の改正規定、第 12 条の改正規定、同条の前に見出しを付する改正規定及び第 13 条を第 14 条とし、第 12 条の次に 1 条を加える改正規定は、平成 20 年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の下関市環境美化条例第 10 条から第 13 条までの規定は、平成 20 年 7 月 1 日以後にした行為に対して適用し、同日前にした行為に対するこれらの条の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則（令和元年 12 月 19 日条例第 47 号）

この条例は、令和 2 年 2 月 1 日から施行する。

14 下関市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例

平成 18 年 12 月 22 日

条例第 77 号

(目的)

第 1 条 この条例は、法令又は他の条例に定めがあるものを除くほか、放置自動車の発生の防止及び適正な処理について必要な事項を定めることにより、放置自動車により生ずる障害及び危険の除去を図り、もって市民の良好な生活環境の確保に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自動車 道路運送車両法(昭和 26 年法律第 185 号。以下「法」という。)第 2 条第 2 項の自動車及び同条第 3 項の原動機付自転車をいう。
- (2) 放置 適正な権原に基づき置くことを認められた場所以外の場所に相当の期間にわたり置かれていることをいう。
- (3) 放置自動車 土地又は建造物に放置された自動車をいう。
- (4) 事業者等 自動車の販売、修理若しくは整備又は解体を業として行う者及びそれらの者により構成される団体をいう。
- (5) 所有者等 自動車の所有権、自動車の占有権若しくは自動車を使用する権利を有する者又は自動車を放置し、若しくは放置させた者をいう。
- (6) 廃物 放置自動車のうち、自動車として本来の用に供することが困難な状態にあり、かつ、汚物又は不要物と認められるものをいう。
- (7) 処理 放置自動車の撤去及び処分並びにこれらのために必要な措置をいう。

(市の責務)

第 3 条 市は、放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する必要な施策を実施するものとする。

(事業者等の責務)

第 4 条 事業者等は、自動車が放置自動車とならないよう適切な措置を講ずるよう努めるとともに、前条の規定により市が実施する施策に協力するものとする。

(放置の禁止)

第 5 条 何人も、自動車を放置し、若しくは放置させ、又はこれらの行為をしようとする者に協力してはならない。

(通報等)

第 6 条 放置の疑いのある自動車を発見した者は、市長にその旨を通報するよう努めなければならない。

2 市長は、前項の通報を受けたとき又は放置の疑いのある自動車を発見したときは、職員に自動車が置かれている土地又は建造物の管理者を調査させることができる。

(助言等及び放置状況調査)

第 7 条 前条第 2 項の調査の結果、自動車が市の管理する土地又は建造物以外に置かれていることが判明したときは、市長は、土地又は建造物の管理者に対し必要な助言又は指導を行うことができる。

2 前条第 2 項の調査の結果、自動車が市の管理する土地又は建造物に置かれ、かつ、当該自動車が放置自動車であることを確認したときは、市長は、職員に当該放置自動車の放置の状況、所有者等その他の事項を調査させることができる。

3 前項の場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、職員に当該放置自動車の施錠を解除させ、必要な範囲内で当該放置自動車の車内を調査させることができる。

- (1) 法第 9 条の自動車登録番号(以下「登録番号」という。)が判別できない場合で、外部からの調査を行ったにもかかわらず所有者等が判明しないとき。
- (2) 登録番号が判別できる場合で、登録番号による調査を行い、かつ、外部からの調査を行ったにもかかわらず所有者等が判明しないとき。

4 前 2 項の規定による調査(以下「放置状況調査」という。)をする職員は、その身分を示す身分証明書を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

5 放置状況調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(警告書)

第 8 条 市長は、放置状況調査を行ったときは、放置自動車の撤去を促すため、当該放置自動車に警告書を貼り付けるものとする。

(撤去の勧告)

第9条 市長は、放置状況調査の結果、放置自動車の所有者等が判明したときは、当該所有者等に対し、期限を定めて当該放置自動車を放置の場所から撤去するよう文書により勧告することができる。

(撤去の命令)

第10条 市長は、前条の所有者等が勧告に従わないときは、当該所有者等に対し、期限を定めて放置自動車を放置の場所から撤去するよう命ずることができる。

2 市長は、前項の規定による命令をしようとするときは、当該命令を受けるべき者に対し、あらかじめ、その理由を通知し、弁明の機会を与えなければならない。

(放置自動車の移動、保管等)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、放置自動車を移動し、及び保管することができる。

(1) 前条第1項の規定による命令を受けた所有者等が当該命令に従わないとき。

(2) 第8条の規定により放置自動車の警告書を貼り付けた日から起算して30日を経過した日以後において、当該放置自動車の所有者等が判明しないとき。

(3) 放置状況調査を行った放置自動車が、市民の良好な生活環境の保全若しくは市民の安全の確保に著しく支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるため早急に移動する必要があると認められるとき。

2 市長は、前項の規定により放置自動車を移動し、及び保管したときは、当該放置自動車の所有者等に文書によりその旨を通知しなければならない。

3 前項の場合において、文書が送達できないときは、その旨を自動車が放置されていた場所又はその付近に標示するとともに、告示しなければならない。ただし、標示することが困難であると認められるときは、標示をしないことができる。

(引取りの通知)

第12条 市長は、前条第1項の規定により移動し、及び保管したときは、放置自動車の所有者等に対し、期限を定めて当該放置自動車を引き取るよう通知するものとする。

(廃物の認定等)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第17条の下関市放置自動車廃物判定委員会に放置自動車に係る廃物の判定について、諮問することができる。

(1) 第11条第1項第1号又は第2号の規定に該当するとき(前条の規定による通知を行ったときを除く。)

(2) 第11条第1項第3号の規定により放置自動車を移動し、及び保管した日から起算して30日を経過した日以後において、当該放置自動車の所有者等が判明しないとき。

(3) 前条の規定による通知を行ったにもかかわらず、定められた期限までに放置自動車の引取りがされないとき。

2 市長は、前項の規定により廃物の判定を受けた放置自動車を廃物と認定することができる。ただし、市長は、あらかじめ下関市放置自動車廃物判定委員会が定める要件に該当する放置自動車については、廃物の判定を受けたものとみなして廃物と認定することができる。

3 市長は、前項の規定により放置自動車を廃物と認定したときは、認定の日その他の規則で定める事項を告示しなければならない。

(廃物の処理)

第14条 市長は、前条第2項の規定により放置自動車を廃物と認定したときは、当該放置自動車を廃棄物として処理することができる。

(廃物の認定をしなかった放置自動車の処理)

第15条 市長は、下関市放置自動車廃物判定委員会の判定を受けた放置自動車を廃物と認定しなかったときは、所有者等に当該放置自動車の引取りを促すため、放置の場所その他の規則で定める事項を告示しなければならない。

2 市長は、前項の規定による告示の日から起算して3月を経過してもなお放置自動車の引取りがない場合において、当該放置自動車の評価額に比し、その保管に不相当な費用を要するときは、当該放置自動車を売却するための手続を行うことができる。

3 市長は、前項の規定による放置自動車の売却につき買受人がない場合において、同項の評価額が著しく低いときは、第13条第1項の規定にかかわらず、下関市放置自動車廃物判定委員会に当該放置自動車に係る廃物の判定について、諮問することができる。

(費用の請求)

第16条 市長は、第12条の規定による通知をした所有者等に対し、当該放置自動車の移動及び保管に要した費用を請求することができる。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、保管している放置自動車を所有者等に引き渡すときは、当該所有者等に対し当該放置自動車の移動及び保管に要した費用を請求することができる。

- 3 市長は、第 14 条の規定による処理又は前条第 2 項の売却するための手続をしたときは、放置自動車の所有者等に対し、当該放置自動車の処理及び売却するための手続に要した費用を請求することができる。

(下関市放置自動車廃物判定委員会)

第 17 条 市の管理する土地又は建造物に放置されている自動車に係る廃物の判定並びに放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関し必要な事項を審議するため、下関市放置自動車廃物判定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、委員 10 人以内で組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

(1) 自動車に関する専門的な知識を有する者

(2) 学識経験者

(3) 前 2 号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

4 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

(委任)

第 18 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第 19 条 第 10 条第 1 項に規定する命令に違反した者は、20 万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関して前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、同項の罰金刑を科する。

附 則

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 28 日条例第 17 号）

この条例は、公布の日から施行する。

15 下関市再資源化推進事業奨励金交付要綱

下関市再資源化推進事業奨励金交付要綱（平成 17 年 2 月 13 日制定）の全部を改正する。

（目的）

第 1 条 この要綱は、市内の家庭から排出される資源化物の再資源化と減量化を図るため、再資源化推進事業を実施した推進団体に対して再資源化推進事業奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 再資源化推進事業 再資源化対象物を収集し、これを、再生資源を取り扱う業者等（以下「回収業者」という。）に売却し、又は引き渡す事業をいう。
- (2) 推進団体 再資源化推進事業を実施する自治会、婦人会、PTA、子供会等の営利を目的としない団体で、市長が登録した団体をいう。
- (3) 再資源化対象物 次に掲げる物で市内の家庭から排出されたものをいう。
 - ア 古紙類 新聞紙、雑誌、ダンボール等
 - イ 古布類 古着、タオル、シーツ等
 - ウ 金属類 金属屑、空き缶等

（奨励金の額）

第 3 条 市長は、再資源化推進事業を実施した推進団体に対し、毎年度予算の範囲内で、当該再資源化推進事業により売却し、又は引き渡した再資源化対象物の重量に別表第 1 に定める報奨金単価を乗じて得た金額を奨励金として交付する。

2 前項の売却し、又は引き渡した再資源化対象物の重量は、次の各号掲げる区分に応じ、当該各号に定める重量とする。

- (1) 重量により取引されている再資源化対象物 回収業者が発行した伝票に記載されている重量
- (2) 重量以外で取引されている再資源化対象物 回収業者が発行した伝票に記載されている数量をもとに、別表第 2 に定める重量等換算基準により算出する重量（1 キログラム未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）

（推進団体の登録申請）

第 4 条 前条の規定による奨励金の交付を受けようとする団体は、再資源化推進団体登録申請書（様式第 1 号。以下「登録申請書」という。）をあらかじめ市長に提出しなければならない。

2 前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 団体の活動内容が確認できる規約等の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

（推進団体の登録等）

第 5 条 市長は、前条第 1 項の規定による登録申請書を受けた場合において、その内容を審査し、適当であると認めるときは、推進団体として登録し、その旨を推進団体登録通知書（様式第 2 号）により、当該登録申請をした団体に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、推進団体として登録することが適当でないと認めるときは、推進団体として登録しない旨を推進団体不登録通知書（様式第 3 号）により、当該登録申請をした団体に通知するものとする。

3 推進団体は、登録した内容に変更が生じた場合は登録事項変更届書（様式第 1 号の 2）を、登録を辞退する場合は登録辞退届書（様式第 1 号の 3）を市長に提出しなければならない。

4 市長は、推進団体が、虚偽の申請その他不正の行為等を行った場合又は 2 年間にわたり次条の規定による交付の申請を行わないときは、推進団体の登録を取り消すことができる。この場合において、市長は、その旨を推進団体登録取消通知書（様式第 4 号）により、当該推進団体に通知するものとする。

（奨励金の交付申請）

第 6 条 奨励金の交付を受けようとする推進団体は、再資源化推進事業奨励金交付申請書（様式第 5 号。以下「交付申請書」という。）により、再資源化推進事業を実施した年度の翌年度の 9 月 30 日までに市長に申請しなければならない。

2 前項の交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 再資源化対象物を取り扱う業者が発行した引取り明細書又はこれに代わる書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

（奨励金の交付決定等）

第7条 市長は、前条第1項の規定による交付申請書の提出を受けた場合において、その内容を審査し、適当であると認めるときは、奨励金の交付決定及び額の確定を行い、その旨を再資源化推進事業奨励金交付決定通知書兼確定通知書（様式第6号）により、当該交付申請をした推進団体に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、奨励金の交付が適当でないと認めるときは、奨励金を交付しない旨を再資源化推進事業奨励金不交付決定通知書（様式第7号）により、当該交付申請をした推進団体に通知するものとする。
（交付申請の取下げ）

第8条 前条第1項の規定による通知を受けた推進団体は、書面により当該奨励金の交付申請を取り下げることができる。

2 前項の規定により申請が取り下げられたときは、当該申請に係る奨励金の交付決定及び額の確定はなかったものとする。

（奨励金の交付請求）

第9条 第7条第1項の規定による通知を受けた推進団体は、奨励金の交付を受けようとするときは、請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

（奨励金の交付）

第10条 市長は、前条の規定による請求書の提出を受けた場合において、これを審査し、適当であると認めるときは、当該請求額を交付するものとする。

（決定の取消し及び奨励金の返還）

第11条 市長は、虚偽の申請その他不正の手段により奨励金の交付を受けようとし、又は受けた推進団体があるときは、その決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した奨励金があるときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（調査等）

第12条 市長は、必要があると認めるときは、推進団体の登録を受けようとする団体又は推進団体に対して、当該事業に関して必要な指示をし、報告を求め、又は調査することができる。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正前の下関市再資源化推進事業奨励金交付要綱に基づき交付を決定した奨励金については、なお従前の例による。

（要綱の失効）

3 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、令和7年度以前に推進団体が再資源化推進事業を実施した場合の取り扱いについては、この要綱は、同日後もなおその効力を有する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第3条の規定は、平成30年度以後において実施する再資源化推進事業に係る奨励金について適用し、平成29年度以前において実施する再資源化推進事業に係る奨励金については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の改正規定は、令和5年3月31日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の第3条に規定は、令和5年度以後において実施する再資源化推進事業に係る奨励金について適用し、令和4年度以前において実施した再資源化推進事業に係る奨励金については、なお従前の例による。

別表第1（第3条関係）

品目別報奨金単価表

品目		単位	報奨金単価
古紙類	新聞紙、雑誌、ダンボール等	1 kg当たり	4 円
古布類	古着、タオル、シーツ類	1 kg当たり	4 円
金属類	金属屑、空き缶等	1 kg当たり	8 円

別表第2（第3条関係）

品目別重量等換算基準表

品目		単位	重量等換算基準
金属類	空き缶	50個当たり	1 kg

16 下関市生ごみ堆肥化容器購入費補助金交付要綱

下関市生ごみ堆肥化容器購入費補助金交付要綱（平成17年2月13日制定）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この要綱は、ごみの減量化推進の一環として、一般家庭から排出される生ごみの減量化及び再資源化を図るため、生ごみ堆肥化容器（以下「容器」という。）を購入した者に対し、予算の範囲内で生ごみ堆肥化容器購入費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において「容器」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) A型処理容器 生ごみの堆肥化に際して、土地を必要とする処理容器又は微生物の使用により、土地を必要としない簡易なもの
- (2) B型処理容器 生ごみの堆肥化に際して、電気式等で生ごみを攪拌するなどし、機械的に生ごみの自然発酵等を促進するもの

（補助金の対象者）

第3条 補助金の交付対象者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 市内に住所を有し、かつ、居住していること。
- (2) 容器を購入し、これを市内に設置していること。
- (3) 容器を生ごみの減量化及び堆肥化のために適正に維持管理することができること。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、容器1基につき購入費の2分の1に相当する額とし、A型処理容器については3,000円、B型処理容器については20,000円を限度額とする。この場合において1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

（補助対象基数の上限等）

第5条 補助金の交付対象とする容器の数は、1世帯につき2基までとする。ただし、B型処理容器については、1基を限度とする。

2 補助金を受けた容器が破損等により使用できなくなり、新たに容器を購入する場合は、前項の範囲内で補助金の交付対象とすることができる。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、容器の購入の日から起算して1年以内に生ごみ堆肥化容器購入費補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）により、市長に申請しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 第2条に規定する容器の購入に係る領収書（様式第2号）又はこれに代わる書類
- (2) 第5条第2項の規定により補助金の交付を受けようとする者は、生ごみ堆肥化容器使用不能申出書（様式第2号の2）
- (3) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定等）

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請書の提出を受けた場合において、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の交付決定及び額の確定を行い、その旨を生ごみ堆肥化容器購入費補助金交付決定通知書兼確定通知書（様式第3号）により、当該交付申請をした者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、補助金の交付が適当でないと認めるときは、補助金を交付しない旨を生ごみ堆肥化容器購入費補助金不交付決定通知書（様式第4号）により、当該交付申請をした者に通知するものとする。

（交付申請の取下げ）

第8条 前条第1項の規定による通知を受けた者は、書面により当該補助金の交付申請を取り下げることができる。

2 前項の規定により申請が取り下げられたときは、当該申請に係る補助金の交付決定及び額の確定はなかったものとする。

（補助金の交付請求）

第9条 第7条第1項の規定による通知を受けた者は、補助金の交付を受けようとするときには、請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第10条 市長は、前条の規定による請求書の提出を受けた場合において、これを審査し、適当であると認めるときは、当該請求額を交付するものとする。

（決定の取消し及び補助金の返還）

第 11 条 市長は、虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付決定を受けようとし、又は受けた者があるときは、その決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金があるときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(調査等)

第 12 条 市長は、必要があると認めるときは、補助金の交付を受けようとする者又は受けた者に対して、当該事業に関して必要な指示をし、報告を求め、又は調査することができる。

(容器の譲渡等の禁止)

第 13 条 補助金の交付を受けた者は、当該容器を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(委任)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

(経過措置)

2 この要綱による改正前の下関市生ごみ堆肥化容器購入費補助金交付要綱に基づき交付を決定した補助金については、なお従前の例による。

(要綱の失効)

3 この要綱は、令和 8 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、令和 7 年度以前の予算に係る補助金については、この要綱は、同日後もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 5 年 3 月 31 日から施行する。

17 下関市ホタル保護条例

平成 23 年 3 月 30 日

条例第 11 号

(目的)

第 1 条 この条例は、本市に生息するホタルの保護について市及び市民等の責務を明らかにするとともに、ホタルの保護に必要な事項を定めることにより、ホタルと人とのふれあいのある自然環境の保全に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ホタル ホタル属に属するゲンジボタル、ヘイケボタル及びヒメボタルの成虫及び幼虫をいう。
- (2) カワニナ等 カワニナ属に属する淡水貝類をいう。
- (3) 市民等 下関市の区域内(以下「市内」という。)に居住し、若しくは滞在する者、市内を通過中の者又は市内で事業活動を行うすべての者をいう。

(市の責務)

第 3 条 市は、この条例の目的を達成するため、必要な施策を講ずるとともに、市民等に対し、水質汚濁の防止等ホタルの保護に関する事項についての普及啓発を積極的に行わなければならない。

(市民等の責務)

- 第 4 条 市民等は、ホタルが生息する良好な自然環境を保全し、ホタルの保護に支障となる行為を行わないよう努めるとともに、市が実施するホタルの保護に関する施策に協力しなければならない。
- 2 市民等は、市内において、河川その他のホタルが生息する場所の環境に影響を与える工事等を実施する場合は、ホタルの保護に配慮しなければならない。

(特別保護区域)

第 5 条 下関市役所総合支所設置条例(平成 17 年条例第 13 号)第 2 条に規定する下関市役所豊田総合支所の所管区域(文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)第 109 条第 1 項の規定により天然記念物に指定された地域(以下「指定地域」という。)を除く。)をホタルの特別保護区域(以下「特別保護区域」という。)とする。

(保護区域)

第 6 条 市内の全域から次に掲げる区域を除いた区域をホタルの保護区域(以下「保護区域」という。)とする。

- (1) 指定地域
- (2) 特別保護区域

(工事の届出等)

- 第 7 条 特別保護区域内で水質を汚濁し、又はそのおそれのある工事を実施する場合は、当該工事の発注者は、あらかじめ、規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。
- 2 市長は、ホタルを保護するため特に必要があると認めるときは、前項の工事の発注者に対し、当該工事の実施に関し報告又は資料の提出を求めることができる。
- 3 前 2 項の規定は、河川法(昭和 39 年法律第 167 号)第 7 条に規定する河川管理者が自己の管理する河川の災害復旧のために必要な措置を講ずる場合については、適用しない。

(捕獲の禁止)

第 8 条 市民等は、特別保護区域内及び保護区域内において、営利を目的としてホタル及びカワニナ等を捕獲してはならない。

- 2 営利を目的としない場合であっても、市民等は、次に掲げる場合を除き、特別保護区域内においてホタル及びカワニナ等を捕獲してはならない。

- (1) ホタルの保護増殖のために調査研究をする場合
- (2) 生涯学習又は学校教育において教材として使用する場合
- (3) 市長が特に必要があると認める場合

3 市民等は、前項各号のいずれかに該当し、特別保護区域内でホタル及びカワニナ等を捕獲するときは、規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。

4 市長は、ホタルを保護するため特に必要があると認めるときは、当該届出人に対し、前項の規定による捕獲に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

(罰則)

第 9 条 前条第 1 項の規定に違反してホタル又はカワニナ等を捕獲した者は、5 万円以下の過料に処する。

(両罰規定)

第10条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者に過料を科するほか、その法人又は人に対して同条の過料を科する。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年6月1日から施行する。

(条例の廃止)

2 下関市ほたる保護条例(平成13年下関市条例第44号)、菊川町ほたる保護条例(平成13年菊川町条例第18号)、豊田町ホタル保護条例(平成13年豊田町条例第16号)、豊浦町ほたる保護条例(平成13年豊浦町条例第16号)及び豊北町ほたる保護条例(平成14年豊北町条例第7号)(以下これらを「合併前の条例」という。)は、廃止する。

(合併前の条例の廃止に伴う経過措置)

3 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に、合併前の条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

4 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

18 下関市スマートハウス普及促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、次世代型の住宅であるスマートハウスの普及を促進し、エネルギー利用の効率化及び最適化による脱炭素型の社会を実現するため交付する下関市スマートハウス普及促進補助金(以下第4条第1項ただし書を除き「補助金」という。)の交付について必要な事項を定めるものとする。

第2条 削除

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき、下関市の住民基本台帳に記録されている者をいう。
- (2) 住宅 下関市内にある住宅又は下関市内に建設予定の住宅で、かつ、自らが居住又は居住予定の住宅をいう。
- (3) 燃料電池コージェネレーションシステム 燃料電池ユニット及び貯湯ユニット等から構成される電気及び熱の供給を主目的としたシステム(エネルギー利用の効率化及び最適化の機能を有した設備をいう。以下同じ。)をいう。
- (4) 定置用リチウムイオン蓄電システム リチウムイオン蓄電池部(リチウムイオンが電極間を移動して起こる酸化還元反応により、発生する電氣的エネルギーを供給する蓄電池をいう。)及びインバータ等の電力変換装置を備えたシステムとして一体的に構成されたものをいう。
- (5) 家庭用エネルギー管理システム(HEMS) 家庭での電力使用量などを自動で計測し、エネルギーの可視化を図るシステム(エネルギー計測装置)をいう。
- (6) V2H充放電設備 電気自動車、プラグインハイブリッド自動車及び燃料電池自動車(以下「電気自動車等」という。)が搭載する蓄電池に蓄えた電力を家庭で使用し、並びに太陽光発電システムでつくられた電力を電気自動車等へ送り、充電することができるシステムをいう。

(補助金の交付対象等)

第4条 補助金交付の対象とするシステム(以下「対象システム」という。)は、燃料電池コージェネレーションシステム、定置用リチウムイオン蓄電システム、家庭用エネルギー管理システム(HEMS)及びV2H充放電設備とする。ただし、既に下関市から他の補助金の交付を受けたシステムを除く。

2 対象システムごとの要件は、次のとおりとする。

(1) 燃料電池コージェネレーションシステム

ア 都市ガス又はLPガスを燃料として使用することにより発電・排熱利用を行う燃料電池コージェネレーションシステムであること。

イ 定格運転時において、0.5キロワットから1.5キロワットまでの発電出力があること。

ウ 既築住宅(新築住宅(新たに建設された住宅で、未だ居住の用に供したことがないもの(建設工事の完了の日から起算して1年を経過していないものに限る。))をいう。以下同じ。))以外の住宅をいう。以下同じ。))に設置する燃料電池コージェネレーションシステムであること。

エ 設置前において、未使用品であること。

(2) 定置用リチウムイオン蓄電システム

ア 第7条第1項の規定による申請(以下「交付申請」という。)の日の属する年度の前年度以後において、国の実施する定置用リチウムイオン蓄電池導入支援に係る補助事業を行う者が補助対象に指定する蓄電システムであること。

イ 太陽光発電システムと連系し、又は連系することを予定していること。

ウ 設置前において、未使用品であること。

(3) 家庭用エネルギー管理システム(HEMS)

ア ECHONET Lite規格適合性認証を取得していること。

イ 住宅居住者が使用する空調、照明等の電力使用量を計測し、及びその情報を蓄積し、電力使用量の可視化が実現できること。

ウ 1以上の機器に対して、省エネに資する自動制御機能(使用者の確認を介した半自動制御及び省エネモードを含む。)を有していること。

エ 創エネルギー機器及び蓄エネルギー機器との接続機能を有していること。

オ 設置前において、未使用品であること。

(4) V2H充放電設備

ア 電気自動車等と住宅との間で電力を相互に供給することができるシステムであること。

- イ 交付申請の日の属する年度の前年度以後において、国の実施する充電インフラ整備促進に係る補助事業を行う者が補助対象に指定するV2H充放電設備であること。
- ウ 太陽光発電システムと連系し、又は連系することを予定していること。
- エ 設置前において、未使用品であること。

(補助金の交付対象者)

- 第5条 補助金の交付の対象とする者(以下「交付対象者」という。)は、住宅に対象システムを設置するもので、かつ、次のいずれにも該当するものでなければならない。
- (1) 市民又は市民となる予定である者(第13条の規定による通知の日から3月以内に市民となる予定である者をいう。以下「市外対象者」という。)であること。
 - (2) 対象システムは、補助金の交付を受けようとする者が自ら購入し、所有するものであること。
 - (3) 市税の滞納がないこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、申請者又は当該者と同一の世帯に属する者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の対象としない。
- (1) 下関市暴力団排除条例(平成23年条例第42号。以下「暴力団排除条例」という。)第2条第3号に規定する暴力団員等
 - (2) 補助金を法令又は公序良俗に反する行為に利用するおそれがあると認められる者

(補助金の対象経費等)

- 第6条 補助金の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)及び補助金の額は、別表のとおりとする。
- 2 補助対象経費の算出に当たっては、消費税及び地方消費税に相当する額を控除した額をもって算出するものとする。
- 3 補助金の交付は、別表に掲げる対象システムの種類ごとに、1人につき1回を限度とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(補助金の交付申請)

- 第7条 補助金の交付を受けようとする者は、下関市スマートハウス普及促進補助金交付申請書(様式第1号。以下「交付申請書」という。)に次の書類を添付して、これを市長に提出しなければならない。
- (1) 対象システムに関する確認事項(様式第1号の2から様式第1号の5まで(対象システムに係るものに限る。))
 - (2) 対象システムの売買契約書又は設置工事の請負契約書等の写し
 - (3) 補助対象経費の内訳が記載された見積書の写し
 - (4) 対象システムの形状、規格及び構造が確認できるカタログ又は仕様書の写し
 - (5) 対象システムの配置予定図及び設置工事に着手する前の現況写真
 - (6) 市税の滞納なし証明書(当該申請の日前3月以内に発行されたものに限る。市外対象者を除く。)
 - (7) 下関市スマートハウス普及促進補助金対象システム設置承諾書(様式第1号の6。対象システムを設置する住宅の所有者が交付対象者以外にある場合又は当該住宅が交付対象者の所有するものでない場合に限るものとし、当該住宅の所有者全員のもの)
 - (8) 既に太陽光発電システムを導入している場合にあっては、太陽光発電システムを導入していることが確認できる書類(定置用リチウムイオン蓄電システム又はV2H充放電設備に係る交付申請をする場合に限り。)
 - (9) 新たに太陽光発電システムを導入し、かつ、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号)に基づく固定価格買取制度を利用する場合にあっては、再生可能エネルギー発電事業計画について、経済産業大臣の認定を受けている、又は認定を申請中であることが確認できる書類(定置用リチウムイオン蓄電システム又はV2H充放電設備に係る交付申請をする場合に限り。)
 - (10) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項の場合において、市長が適当と認めるときは、同項各号の書類の添付を省略させることができる。
- 3 交付申請は次の表の左欄に定める区分において受け付けるものとし、その受付期間は、当該右欄のとおりとする。ただし、受付期間の末日が下関市の休日を定める条例(平成17年条例第2号)に規定する市の休日(以下「休日」という。)の場合は、その日前において、その日に最も近い休日でない日とする。

区分	受付期間
前期	当該年度の4月の初日から末日まで
後期	当該年度の9月の初日から末日まで

4 市長は、前項のそれぞれの区分における受付期間内の補助金の交付申請額の合計が当該区分に応じて定める予算の範囲を超えるときは、抽選を実施し、交付申請の審査等をする順番を決めるものとする。

5 交付対象者から提出のあった書類は、返還しない。

6 第1項の規定にかかわらず、交付申請は、対象システムの購入先が暴力団排除条例第2条第1号又は第3号に掲げるものに該当するときは、これを行うことができない。

(交付申請の代行)

第8条 交付対象者は、交付申請の手続を対象システムを販売する者等(以下「手続代行者」という。)に代行させることができる。ただし、暴力団排除条例第2項第1号又は第3号に掲げるものに該当する者を除く。

2 交付対象者は、前項の規定により手続代行者を選任する場合は、交付申請書に下関市スマートハウス普及促進補助金交付申請手続代行選任届出書(様式第1号の7)を添付して市長に提出しなければならない。

3 手続代行者は、第1項の規定による交付申請の代行を依頼されたときは、誠意をもってこれを行わなければならない。

4 手続代行者は、交付申請の代行を通じて得た情報を個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に従って取り扱うものとする。

5 市長は、手続代行者が不正の手段により交付申請を代行した疑いがある場合は、必要に応じてこれを調査し、不正があったと認めるときは、手続代行者の名称及び当該不正の内容を公表し、市長が指定する期間において、交付申請の代行を認めないものとする。

(補助金の交付決定等)

第9条 市長は、交付申請(前条の規定による交付申請の代行を含む。)があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、補助金を交付すべきものと認めるときは、その交付を決定するものとする。ただし、第7条第4項の規定により抽選を実施した場合は、当該抽選で決まった順番によりその内容を審査し、必要に応じて現地調査を行うものとし、補助金を交付すべきものとした交付申請における予定される交付決定額の合計額が予算の範囲を超えるときは、当該予算の範囲を超えることとなった交付申請以降の交付申請については、補助金を交付しないものとする。

2 前項の場合において、市長は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

3 市長は、第1項の規定により補助金の交付を決定したときは、下関市スマートハウス普及促進補助金交付決定通知書(様式第2号)により、当該決定に係る交付申請をした交付対象者に通知する。

4 市長は、第1項の規定による審査により補助金の交付が適当でないと認めるとき、又は第1項ただし書の規定により補助金を交付しないものとしたときは、下関市スマートハウス普及促進補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、補助金の交付を申請した者に通知するものとする。

(工事の着手の制限)

第10条 交付対象者は、前条第3項の規定による通知(以下「交付決定通知」という。)があるまでは、対象システムの設置工事に着手してはならない。

(交付申請の内容の変更等)

第11条 交付決定通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)が、交付申請の内容を変更し、又は当該交付申請を取り下げようとする場合は、あらかじめ市長に申請し、その承認を受けなければならない。ただし、交付申請の内容を変更しようとする場合であって、市長が当該変更を軽微な変更と認めるときは、この限りでない。

2 前項の承認を受けようとする交付決定者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を提出するものとする。

(1) 交付申請の内容を変更しようとする場合 下関市スマートハウス普及促進補助金変更承認申請書(様式第4号)及びその他市長が必要と認める書類

(2) 交付申請を取り下げようとする場合 下関市スマートハウス普及促進補助金取下げ承認申請書(様式第5号)

3 市長は、第1項の規定による申請があったときは、当該交付申請の変更又は取下げを承認するか否かを決定し、下関市スマートハウス普及促進補助金変更承認(不承認)通知書(様式第6号)又は下関市スマートハウス普及促進補助金取下げ承認通知書(様式第7号)により、当該申請をした交付決定者に通知するものとする。

4 市長は、交付申請の内容の変更に伴う補助金の増額は行わないものとする。

5 第3項の規定による交付申請の取下げの承認があった場合は、当該交付申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

6 交付決定者は、次条第1項の規定による報告書の提出が同項に定める日までに完了しないとき、又は対象システムの設置の遂行が困難となったときは、遅滞なく、その理由及び対象システムの設置の遂行の状況を記載した書類を市長に提出して、その指示を受けなければならない。

(完了報告)

第12条 交付決定者は、対象システムの設置工事が完了した日若しくはその代金の支払を完了した日のいずれか遅い日から起算して30日を経過する日又は次の表の左欄に定める区分に応じ同表の右欄に定める期日のいずれか早い日（その日が休日の場合は、その日前において、その日に最も近い休日でない日）までに、下関市スマートハウス普及促進補助金完了報告書（様式第8号。以下「完了報告書」という。）を市長に提出しなければならない。

区分	期日
前期	当該年度の9月の末日
後期	当該年度の2月の末日

2 前項の完了報告書には、次の書類を添付しなければならない。

- (1) 完了報告書を提出する日の前3月以内に発行された交付決定者の住民票の写し（新築住宅に対象システムを設置する場合に限る。）
- (2) 設置した対象システムに係る機器本体金額証明書（様式第8号の2から様式第8号の5まで（当該対象システムに係るものに限る。））及び補助対象経費の支払に係る領収書（分割払により対象システムを購入した場合は、当該分割払に係る契約書）の写し
- (3) 対象システムの設置が確認できる写真（対象システムの設置状況及び型式が確認できるもの）
- (4) 交付申請において、住宅に太陽光発電システムを導入していることが確認できる書類の添付を省略している場合にあっては、当該書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

3 完了報告書を提出する日において対象システムを設置した住宅に居住していない交付決定者は、次条の規定による通知の日から3月以内に、住民票の写しを提出しなければならない。

4 交付決定者から提出のあった書類は、返還しない。

(補助金の交付額の確定)

第13条 市長は、前条の規定による完了報告を受けたときは、その内容を審査し、又は必要に応じて行う現地調査の結果、適正と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、下関市スマートハウス普及促進補助金交付額確定通知書（様式第9号）により交付決定者に通知するものとする。

(是正のための措置)

第14条 市長は、前条の規定による審査の結果、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを第12条の規定による完了報告をした交付決定者に対して指示することができる。

(補助金の請求及び交付)

第15条 第13条の規定による補助金の額の確定の通知を受けた交付決定者（以下「交付決定者」という。）は、速やかに下関市スマートハウス普及促進補助金交付請求書（様式第10号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求を受けた場合において、これを審査し、適当であると認めるときは、交付決定者に当該請求のあった額を交付するものとする。

(関係書類の整備等)

第16条 補助金の交付を受けた交付決定者（以下「設置者」という。）は、対象システムの設置状況及び経費の収支に関する帳簿その他関係書類を整備し、完了報告書を提出した日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年間これを保管しなければならない。

(検査等)

第17条 市長は、補助金の交付に関し必要があると認めるときは、交付決定者に対し質問をし、報告を求め、又は対象システムの設置の施行上必要な指示をし、若しくは検査を実施することができる。

(管理及び損傷等の届出)

第18条 設置者は、次の各号に掲げる対象システムの区分に応じ、当該各号に定める耐用年数の期間において、これを善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその適正な運用を図らなければならない。

- (1) 燃料電池コージェネレーションシステム 6年
- (2) 定置用リチウムイオン蓄電システム 6年
- (3) 家庭用エネルギー管理システム（HEMS） 5年
- (4) V2H充放電設備 6年

- 2 設置者は、天災地変その他の理由により、対象システムが損傷し、又は滅失したときは、その旨を市長に届け出なければならない。

(対象システムの処分の制限)

第 19 条 設置者は、対象システムの設置を完了した日(以下「設置完了日」という。)から起算して、前条第 1 項各号に定める耐用年数を経過する前に、対象システムを処分しようとするときは、あらかじめ下関市スマートハウス普及促進補助金処分承認申請書(様式第 11 号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により対象システムの処分を承認するときは、下関市スマートハウス普及促進補助金処分承認通知書(様式第 12 号)により設置者に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第 20 条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、交付決定者に損害が生じても、市は、その賠償の責めを負わない。

- (1) 虚偽の申請その他不正の手段により、補助金の交付決定を受けたとき。
 - (2) 補助金をその用途以外の目的に使用したとき。
 - (3) 第 5 条第 2 項各号のいずれかに該当するとき。
 - (4) 対象システムを法令又は公序良俗に反する行為に利用したとき。
 - (5) 前条の規定による対象システムの処分の制限を、正当な理由なしに遵守しなかったとき。
 - (6) その他この要綱の規定に違反したとき。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、下関市スマートハウス普及促進補助金取消通知書(様式第 13 号)により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第 21 条 市長は、第 19 条第 2 項の規定による承認を行ったときは、当該承認に係る補助金の返還を、支払期限を定めて設置者に命ずる。

- 2 前項の規定により設置者が返還する金額は、耐用月数(第 18 条第 1 項各号に定める該当する対象システムの耐用年数に 12 を乗じて得た月数をいう。以下同じ。)から設置月数(設置完了日から第 19 条の規定により対象システムを処分する日までの期間をいい、1 月に満たない端数がある場合は、これを切り捨てた期間とする。以下同じ。)を減じて得た月数を耐用月数で除した割合に第 13 条の規定により確定した補助金の額を乗じて得た額(1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。
- 3 市長は、前条第 1 項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、取消しに係る部分に関し、交付された補助金の返還を、支払期限を定めて設置者に命ずるものとする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。

(協力)

第 22 条 市長は、設置者に対して、必要に応じて次の事項について協力を求めることができる。

- (1) 対象システム使用状況の報告
 - (2) 対象システム利用に関するアンケート
 - (3) その他市長が必要と認める事項
- (その他)

第 23 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 27 年 5 月 1 日から施行する。

(要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和 7 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、令和 6 年度以前の予算に係る補助金の取扱いについては、この要綱は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則(平成 27 年 10 月 6 日制定)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 27 年 10 月 6 日から施行する。

(適用)

- 2 この要綱による改正後の下関市スマートハウス普及促進補助金交付要綱第 18 条第 1 号の規定は、この要綱による改正前の下関市スマートハウス普及促進補助金交付要綱第 9 条の規定により交付が決定された補助金の対象となった燃料電池コージェネレーションシステムについても適用する。

附 則(平成 28 年 3 月 31 日制定)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 28 年 3 月 31 日から施行する。

(適用)

- 2 この要綱による改正後の下関市スマートハウス普及促進補助金交付要綱第 12 条第 2 項の規定は、この要綱による改正前の下関市スマートハウス普及促進補助金交付要綱第 9 条の規定により補助金の交付の決定を受けた交付対象者についても適用する。

附 則(平成 28 年 9 月 15 日制定)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 28 年 9 月 15 日から施行する。

(適用)

- 2 この要綱による改正後の下関市スマートハウス普及促進補助金交付要綱第 12 条第 1 項の規定は、この要綱による改正前の下関市スマートハウス普及促進補助金交付要綱第 9 条の規定により補助金の交付の決定を受けた交付対象者についても適用する。

附 則(平成 29 年 3 月 24 日制定)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式第 1 号による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則(平成 31 年 3 月 29 日制定)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 2 項の改正規定は、平成 31 年 3 月 29 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正前の下関市スマートハウス普及促進補助金交付要綱に基づき交付を決定した補助金については、なお従前の例による。

附 則(令和 2 年 3 月 23 日制定)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正前の下関市スマートハウス普及促進補助金交付要綱に基づき交付を決定した補助金については、なお従前の例による。

附 則(令和 3 年 3 月 22 日制定)

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 4 年 3 月 30 日)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 2 項の改正規定は、令和 4 年 3 月 31 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正前の下関市スマートハウス普及促進補助金交付要綱に基づき交付を決定した補助金については、なお従前の例による。

附 則(令和 6 年 3 月 29 日)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正前の下関市スマートハウス普及促進補助金交付要綱の規定に基づき交付を決定した補助金の取扱いについては、なお従前の例による。

別表 補助対象経費及び補助金の額

対象システムの種類	補助対象経費	補助金の額
燃料電池コージェネレーションシステム	・燃料電池ユニット本体 ・貯湯ユニット本体 ・付属品(独自モニタ等)	補助対象経費の1/5。ただし、80,000円を上限とする。
定置用リチウムイオン蓄電システム	・リチウムイオン蓄電池部 ・電力変換装置(インバータ、コンバータ、パワーコンディショナ等) ・付属品(キュービクル、独自モニタ等)	次に掲げる額のうちいずれか少ない額。ただし、200,000円を上限とする。 (1) 補助対象経費の1/5 (2) 当該リチウムイオン蓄電池部の蓄電容量1kWhにつき20,000円を乗じた額
家庭用エネルギー管理システム(HEMS)	【本体機器】 ・データ集約機器(計測結果を集約し、記録に係るサーバ等の装置等) ・通信装置(ゲートウェイ装置、通知アダプタ等) ・制御装置(機器の制御に係るコントローラ等) ・モニタ装置(独自端末) 【計測装置】 ・計測装置(電力使用量の計測に係る電力量センサ、タップ型電力量計、計測機能付分電盤等)	補助対象経費の1/5。ただし、20,000円を上限とする。
V2H充放電設備	・V2H充放電設備本体	補助対象経費の1/5。ただし、50,000円を上限とする。

備考

- 以下の経費については、補助対象経費とはしない。
 - ・対象システムの設置に伴う工事費及び諸経費
 - ・対象システムと接続される空調機及び照明器具等の電気機器の購入に係る経費
 - ・対象システムと接続し、表示用又は操作用機器として用いられるパソコン、タブレット、スマートフォン及びテレビの購入に係る経費
 - ・サービス利用料、通信費、申請手数料等
- 補助金の額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額とする。

19 下関市太陽光発電事業と地域環境との調和に関する条例

令和4年12月21日

条例第39号

(目的)

第1条 この条例は、太陽光発電事業の実施が生活環境、景観及び自然環境その他の地域環境に及ぼす影響に鑑み、太陽光発電施設の設置及び管理について必要な基本的事項を定めることにより、太陽光発電事業と地域環境との調和を図り、もって下関市民の安全な生活及び下関市の環境の保全に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電設備 太陽光を電気に変換する設備及びその附属設備(電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第18号に規定する電気工作物(送電に係るものに限る。))及び建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物に設置するものを除く。)をいう。
- (2) 太陽光発電施設 太陽光発電設備及びその附帯施設をいう。
- (3) 太陽光発電施設の設置 太陽光発電施設の新設及び増設(これらの行為に伴う木竹の伐採及び土地の形質の変更を含む。)をいう。
- (4) 太陽光発電事業 太陽光発電施設を利用し、発電を行う事業で、その出力の合計が10キロワット以上のもの(同一又は共同の関係にあると認められる設置者が、同時期若しくは近接した時期又は近接した場所に設置する太陽光発電施設の合算した出力が10キロワット以上となる場合を含む。)をいう。
- (5) 事業区域 太陽光発電事業の用に供する土地の区域をいう。
- (6) 事業者 市内において太陽光発電事業を行う者(国及び地方公共団体を除く。)をいう。
- (7) 近隣関係者 太陽光発電事業の実施に伴って生活環境又は景観に一定の影響を受けると認められる者として規則で定める者をいう。

(市の責務)

第3条 市は、第1条の目的を達成するために、この条例の適正かつ円滑な運用が図られるよう必要な措置を講じるものとする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、太陽光発電事業の実施に当たっては、関係法令を遵守するとともに、災害の発生を防止し、生活環境、景観及び自然環境その他の地域環境に十分配慮し、並びに近隣関係者と良好な関係を保つよう努めるものとする。

(事前協議)

第5条 事業者は、太陽光発電施設の設置を行おうとするときは、規則で定めるところにより、当該太陽光発電事業に関する計画(以下「事業計画」という。)について市長と事前協議を行わなければならない。

(近隣関係者への説明)

第6条 事業者は、前条の事前協議を行った後、次条の規定による届出をしようとする場合は、その事業区域に係る近隣関係者に対し、あらかじめ説明会を開催し、又はその他の方法により周知を図らなければならない。

- 2 前項の周知を図るに当たっては、事業者は、前条の事前協議の結果を反映した事業計画の内容について近隣関係者の理解が得られるよう努めなければならない。
- 3 第1項の周知を受けた近隣関係者は、当該事業者に対し、当該事業計画に関する意見を口頭で述べ、又は意見書を提出することができる。
- 4 事業者は、前項の規定による近隣関係者の意見を踏まえ、必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(事業計画の届出)

第7条 事業者は、太陽光発電施設の設置に関する工事を行おうとするときは、当該工事に着手する日の30日前までに、第5条の事前協議の結果を反映し、及び前条第3項の規定による近隣関係者の意見を踏まえた事業計画について、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

(施設設置の届出)

第8条 前条の規定による届出をした事業者は、当該届出に係る太陽光発電施設の設置に関する工事が完了したときは、速やかに当該太陽光発電施設の設置の内容について、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

(施設設置の変更の届出)

第9条 前条の規定により太陽光発電施設の設置の内容について届け出た事業者は、当該届け出た内容を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、当該変更が規則で定める軽微な変更であるときは、この限りでない。

(標識の設置)

第10条 事業者は、事業区域の外部から見えやすい場所に、当該事業者の氏名又は名称その他の規則で定める事項を記載した標識を設置し、太陽光発電事業を実施する間、これを維持しなければならない。

(維持管理)

第11条 事業者は、太陽光発電事業を実施する間、災害の防止並びに生活環境、景観及び自然環境その他の地域環境の保全に係る支障が生じないよう、太陽光発電施設及び事業区域内を常時安全かつ良好な状態となるように維持管理しなければならない。

(事業廃止の届出)

第12条 事業者は、太陽光発電事業を廃止したときは、その太陽光発電施設撤去工事完了の日から起算して30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(報告の徴収等)

第13条 市長は、この条例の施行に関し必要があると認めるときは、事業者に対して、その太陽光発電事業に関する報告又は資料の提出を求めることができる。

(立入調査等)

第14条 市長は、この条例の施行に関し必要な限度において、当該職員に事業者の事務所、事業所又は事業区域に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

2 前項の調査又は質問(次項において「立入調査等」という。)を行う職員は、身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 立入調査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(指導、助言及び勧告)

第15条 市長は、この条例の施行に関し必要があると認めるときは、事業者に対して、必要な措置を講じよう指導又は助言を行うことができる。

2 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該事業者に対して、期限を定めて、必要な措置を講じよう勧告することができる。

(1) 第5条の規定による事前協議を行わず、又は当該事前協議において虚偽の報告、虚偽の資料の提出等を行ったとき。

(2) 第6条第1項の規定による周知を図る措置を講じなかったとき。

(3) 第7条の規定による届出を行わず、又は当該届出を行う前若しくは当該届出を行った後30日が経過する前に太陽光発電施設の設置に関する工事に着手したとき。

(4) 第8条、第9条及び第12条の規定による届出を行わなかったとき。

(5) 第11条の規定による太陽光発電施設及び事業区域内の適正な維持管理を怠り、事業区域外に被害を与えたとき、又は被害を与えるおそれがあるとき。

(6) 第13条の規定により求められた報告若しくは資料について提出を行わず、又は虚偽の報告、虚偽の資料の提出等を行ったとき。

(7) 前条第1項の調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

(8) その太陽光発電事業が生活環境、景観及び自然環境その他の地域環境に重大な影響を及ぼすおそれがあると市長が認めるとき。

(9) 前項の指導又は助言に正当な理由なく従わなかったとき。

(公表)

第16条 市長は、前条第2項の規定による勧告を受けた事業者が、正当な理由なくこれに従わない場合は、当該事業者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)並びに当該勧告の内容を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表を行う場合は、あらかじめ当該事業者に対してその理由を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から30日を経過する日までの間に太陽光発電施設の設置に関する工事に着手しようとする者に対する第7条の規定の適用については、同条中「当該工事に着手する日の30日前までに」とあるのは、「速やかに」とする。
- 3 第5条から第7条まで及び第15条第2項第1号から第3号までの規定は、施行日前に設置の工事に着手した太陽光発電施設を利用して太陽光発電事業を行う事業者(以下「既存施設の事業者」という。)については、適用しない。
- 4 既存施設の事業者に対する第8条の規定の適用については、同条中「前条の規定による届出をした事業者」とあるのは「既存施設の事業者」と、「当該届出に係る太陽光発電施設の設置に関する工事が完了したときは、速やかに」とあるのは「令和6年3月31日までに」とする。
- 5 既存施設の事業者に対する第10条の規定の適用については、同条中「事業者は」とあるのは「既存施設の事業者は、令和6年3月31日までに」とする。